

平成25年3月高浜市議会定例会会議録（第1号）

平成25年3月高浜市議会定例会は、平成25年3月1日
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定
(諸報告) |
| 日程第3 | 施政方針 |
| 日程第4 | 教育行政方針 |
| 日程第5 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第6 | 同意第1号 公平委員会委員の選任について |
| 日程第7 | 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第8 | 議案第30号 高浜市議会政務調査費の交付に関する条例の全部改正について |
| 日程第9 | 議案第31号 高浜市議会基本条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第1号 指定金融機関の指定について |
| | 議案第2号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第3号 高浜市道路の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について |
| | 議案第4号 高浜市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について |
| | 議案第5号 高浜市準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める
条例の制定について |
| | 議案第6号 高浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造
に関する基準を定める条例の制定について |
| | 議案第7号 高浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施
設の設置に関する基準を定める条例の制定について |
| | 議案第8号 高浜市都市公園条例の一部改正について |
| | 議案第9号 高浜市道路占用料条例の一部改正について |
| | 議案第10号 高浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について |
| | 議案第11号 高浜市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について |
| | 議案第12号 高浜市特別職の職員で常勤のもの給料の月額の特例に関する条例及
び高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について |
| | 議案第13号 高浜市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |

- 議案第14号 高浜市使用料及び手数料条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第15号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第5回）
- 議案第16号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）
- 議案第17号 平成24年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）
- 議案第18号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 議案第19号 平成24年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
- 議案第20号 平成24年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 議案第21号 平成24年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 日程第12 議案第22号 平成25年度高浜市一般会計予算
- 議案第23号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第24号 平成25年度高浜市土地取得費特別会計予算
- 議案第25号 平成25年度高浜市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第26号 平成25年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
- 議案第27号 平成25年度高浜市介護保険特別会計予算
- 議案第28号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第29号 平成25年度高浜市水道事業会計予算
- 日程第13 報告第1号 平成25年度高浜市土地開発公社の経営状況について
- 報告第2号 平成25年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

2番	黒川美克	3番	柳沢英希
4番	浅岡保夫	5番	柴田耕一
6番	幸前信雄	7番	杉浦辰夫
8番	杉浦敏和	9番	北川広人
10番	鈴木勝彦	11番	鷺見宗重
12番	内藤とし子	13番	磯貝正隆
14番	内藤皓嗣	15番	小嶋克文
16番	小野田由紀子		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長 吉岡初浩

副市長	杉浦幸七
教育長	岸上善徳
企画部長	加藤元久
人事グループリーダー	野口恒夫
地域政策グループリーダー	岡島正明
経営戦略グループリーダー	山本時雄
総務部長	大竹利彰
財務グループリーダー	竹内正夫
情報グループリーダー	時津祐介
市民総合窓口センター長	新美龍二
市民窓口グループリーダー	木村忠好
市民生活グループリーダー	山下浩二
税務グループリーダー	森野隆
福祉部長	神谷美百合
福祉企画グループリーダー	磯村和志
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
介護保険グループリーダー	篠田彰
保健福祉グループリーダー	加藤一志
こども未来部長	神谷坂敏
こども育成グループリーダー	大岡英城
文化スポーツグループリーダー	内藤克己
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	平山昌秋
都市防災グループリーダー	芝田啓二
上下水道グループリーダー	竹内定
地域産業グループリーダー	神谷晴之
会計管理者	橋本貞二
学校経営グループリーダー	中村孝徳
監査委員事務局長	鶴殿巖

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	松井敏行
主査	杉浦俊彦

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

3月定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、平成25年度当初予算案及び平成24年度補正予算案、諮問、同意、条例の制定など重要な案件が提出されています。

議員の皆さんにおかれましては、議会の役割を十分に発揮するとともに、市民の皆様方にはわかりやすい議論をしていただくよう心よりお願いを申し上げます。

重ねてスムーズな議会運営に対しましても、御協力を賜りますことをお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

午前10時00分開会

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成25年3月高浜市議会定例会は成立いたしました。開会をさせていただきます。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆様、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、平成25年3月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございました。

日ごろより、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

さて、新政権発足から2カ月が経過をいたしました。この間、アベノミクスという金融緩和政策を基軸とする脱デフレ政策を耳にしない日はないほど、日本経済再生に向けた大きな政策転換が行われております。

昨年末より株価上昇や円安傾向による輸出関連企業の業績回復など明るい兆しが生まれるとともに、海外経済におきましてもアメリカが財政の崖問題で当面の危機を回避したほか、中国経済にも明るい兆しが見られております。こうしたことから、内閣府の月例経済報告を初め、幾つかの経済指標において景気判断の上方修正が行われております。

一方、外交・安全保障では予断を許さない領土問題に加え、アルジェリアのテロ事件、北朝鮮の核実験など国際情勢は厳しさを増しております。こうした変化の激しい時代にあつて、自治体もみずから考え、みずからの力で成長する気概を持ち、みずからの力でさまざまな可能性を開拓

をしていかなければなりません。

幸い本市では、まちづくり協議会を初め住民主体のまちづくりが進められるとともに、高浜市の未来を創る市民会議におきまして、市民と行政がお互いに知恵を出し合うなど、みずから考え、みずからの力で自分のまちをつくる取り組みが進められております。市内各地域で多くの市民の皆様と接する中、改めて本市の魅力や市民の皆様の活力に触れ、地域のいろいろな可能性を開拓していくことの大切さを実感いたしております。

映画「タカハマ物語」では、アシタの高浜を創る子供たちが可能性を開花させ、立派に成長していく姿を目の当たりにし、こういったところにも「手と手をつなぐ 大家族たかはま」が育っていることを実感いたしました。

平成25年度は第6次高浜市総合計画前期基本計画の最終年度となるわけですが、予算執行に責任を持ち、教育改革、福祉の充実、地域経済の活性化や防災対策などの諸課題に積極的に取り組んでまいりますので、皆様方の一層の御指導、御鞭撻をお願いいたします。

次に、本定例会に提案をいたしております案件について申し上げます。

本定例会におきましては、諮問1件、同意2件、一般議案14件、補正予算7件、当初予算8件及び報告2件の計34件をお願いするものであります。

詳細につきましては、私、担当部長及び会計管理者より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御同意、御可決あるいはお聞き取り賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時03分開議

○議長（北川広人） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（北川広人） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、11番、鷺見宗重議員、12番、内藤とし子議員を指名いたします。

○議長（北川広人） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、招集されました平成25年3月高浜市議会定例会の運営につきましては、平成24年12月14日及び平成25年2月22日に委員全員出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件につきまして検討いたしました結果、会期は、本日より3月26日までの26日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は諮問第1号、同意第1号及び同意第2号並びに議員提出議案であります議案第30号及び議案第31号を即決で行い、議案第1号から議案第29号までの議案の上程、説明を受け、報告第1号及び報告第2号について報告を受けます。

3月5日及び6日の2日間は一般質問、一般質問終了後、関連質問を行います。

3月8日については、議案第15号から議案第21号までの補正予算関係議案の質疑、討論、採決を行い、議案第1号から議案第14号までの条例関係議案及び議案第22号から議案第29号までの平成25年度当初予算関係議案の総括質疑を行います。

なお、平成25年度当初予算関連議案については、予算特別委員会を設置し付託することとし、総務建設委員会については、議案第1号から議案第9号までの9議案を付託し、福祉文教委員会については、議案第10号から議案第14号までの5議案を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

また、各常任委員会等の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御了承いただきますようお願いいたします。

この3月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（北川広人） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月26日までの26日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月26日までの26日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

1月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員から提出され、議会図書室にて保管をいたしておりますので、随時ごらん願いたいと思います。

報告事項は以上であります。

○議長（北川広人） 日程第3 施政方針を行います。

市長の施政方針を求めます。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 市長就任以来、3年6カ月の期間が経過いたしました。私は、就任当初から「高浜市の根っこをつくる。」という方針を掲げて、積極的に現場である地域へ足を運び、市民の皆様との対話を大切に、ともに行動することをモットーとしてまいりました。そして、市民にとって真に必要な施策は何か、そして、どのような手法が適切であるかを国の動向、市民の皆様の声や専門家の意見などを聞き、常に問い続けてまいりました。

限られた財源の中、事業そのものの必要性、その目的やあり方、成果をしっかりと踏まえた事業を展開するとともに、厳しい財政状況も含めて市民の皆さんに御理解をいただきながら市政を運営していくことを基本姿勢としております。

さて、職員に対して、昨年の年末の挨拶の中で、高浜市の今年の漢字は「輪」ではなかったかと申し上げました。今、高浜市では人と人をつながる新しい輪が次々とできています。地域では、まちづくり協議会の活動が活発に行われ、事業の広がりとともに新しい輪ができ、市民映画「タカハマ物語」でも地域との新しい輪ができております。また、北九州市で開催されたB-1グランプリでは、高浜市商工会と連携して瓦のPRを行ったり、九州大学の学生や山口県夢のみずうみ村から応援に来てくださるなど、新しい輪ができました。

その輪の根っこには、市民の皆さんの日々の地道な活動の積み重ねがあります。地域にはまちを愛する心を持ち、誰から注目されていなくても黙々とこのまちの発展に尽くす方々がいらっしゃいます。そんな人たちの鼓動がさまざまな場所で響き合い、つながり合うことによって新しい輪ができていく。その輪の中から芽生える誰かを思いやる心、支え合っていこうとする優しさ、

大家族たかはまを目指すとき、これが大きな原動力になるのではないのでしょうか。高浜市はどこへ向かうべきか、どのようにしてそこに行くか、時には激しく意見がぶつかり合うこともあるでしょう。そのとき、この見えない力がきつと意見の違いを乗り越える出発点になります。そして、違いを乗り越え力を合わせ、心を一にすることが大家族たかはまの実現につながっていくと考えております。

さて、さきの衆議院選挙では、新党が乱立する中、自民党が躍進し、自民、公明両党の連立による第2次安倍内閣が発足をし、安倍総理は就任後初の記者会見で、「政権に課せられた使命は、まず強い経済を取り戻すことだ」と、財政・金融政策と成長戦略を総動員して景気回復を目指す考えを表明し、今年度の補正予算では、予算規模約13兆円、景気対策の柱となる公共事業は約5兆円と地方経済への波及効果が期待されているところであります。

本市におきましては、平成25年度は第6次高浜市総合計画の前期基本計画の総仕上げの年であり、平成26年度から向こう4年間を計画期間とする今後の市政運営の根幹となる中期基本計画をまとめる重要な年度であります。そこで、平成25年度の予算編成では、「高浜市の未来へつなぐ予算」と位置づけ、総合計画の着実な推進、重点施策への財源配分、予算編成手法の見直しの3つの基本的な考え方にに基づき、第6次高浜市総合計画の基本計画に沿って予算を編成いたしました。

依然として歳入の根幹をなす市税収入は確たる好転を望めず、厳しい財政状況にありますので、今後も国の施策動向等を十分に注視しつつ、人材育成を初めとした経営基盤の一層の強化に取り組み、限られた財源の中で最大の効果を上げるように努めてまいりたいと考えております。

それでは、これより平成25年度の重点施策について、第6次高浜市総合計画の基本目標に沿って述べさせていただきます。

初めに、基本目標Ⅰ「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」でございます。

市民が主役のまちづくりを行うためには、市民の皆さんと目標を共有し、対話を重ね、ともにまちづくりを進めていくことが大切です。そこで、力を合わせてまちづくりに取り組めるよう高浜市自治基本条例に規定するまちづくりの三原則、参画、協働、情報共有をあらゆる施策の基本として推進してまいります。

まず、協働のまちづくりにつきましては、引き続き市民予算枠事業を活用し、地域のどうしよを解決し、こうしたいという思いを実現する取り組みを進めるとともに、地域自治の担い手として、まちづくり協議会の公共的な団体としての要件を定める条例の制定を目指してまいります。

また、自治基本条例の精神を広げていくため、本年2月に高浜小学校をモデル校として実施した副読本を活用した出前授業を市内全小学校の6年生の児童を対象に実施してまいります。

第6次高浜市総合計画の推進につきましては、その進行管理を行う高浜市の未来を創る市民会議へのより一層の市民参画を進め、前期基本計画の目標達成に向けた取り組みを進めてまいりま

す。また、前期の成果や課題等を踏まえて、新たなまちづくりの設計図、中期基本計画の策定を進めてまいります。

行政評価システムにつきましては、総合計画の進行管理のツールとして定着を図るとともに、中期基本計画の進行管理を見据えて、さらなる改善を図ってまいります。

わかりやすい財政運営事業につきましては、市の財政状況を市民の皆さんに御理解をいただくため、多くの意見を取り入れ、「わかりやすい予算書」を第6版まで発行しており、さらに公共施設を利用した際、自然に財政に関する情報に触れられるよう市の財政状況の見える化を図ってまいります。

公共施設のあり方検討事業につきましては、公共施設マネジメント白書から見えてまいりました本市の公共施設の現状と課題を踏まえ、現在、「高浜市公共施設あり方検討委員会」において、公共施設マネジメント基本方針及び公共施設改善計画（案）の取りまとめを行っているところであります。

平成25年度は、これらに基づき、公共サービスの水準をできる限り維持しつつ、施設機能の集約などによる総量圧縮や大規模改修による施設の延命化などにより、将来的な公共施設に係るコストの平準化・適正化を図り、効率的、効果的な維持管理を進めるため、建物の簡易劣化状況調査等を行ってまいります。また、これらを踏まえて公共施設の優先順位づけや機能集約のモデルケースなどを検討し、今後の公共施設の保全スケジュールを明らかにする公共施設保全計画の取りまとめを行ってまいります。

職員力の強化につきましては、幹部職員を対象にマネジメント力を強化するための研修を実施するとともに、既存の枠にとらわれず、主体的に行動していける人材育成を図るため、高浜市構造改革推進検討委員会の副委員長をお務めいただいた首都大学東京大学院教授の大杉覚先生をお招きし、「たかはま地域経営実践塾」を開講いたします。

次に、基本目標Ⅱ「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」でございます。

子供たちが未来に向かって力強く羽ばたいていくためには、さまざまな感動や体験に出会い、夢と希望を持って成長していくことが大切であり、子供を学びの根っここととらえ、人づくりがまちづくりへとつながる、学びと行動が循環し合う取り組みが必要となります。

そこで、生涯学習基本構想の推進につきましては、市民が主体的に学習できる講座等の情報をホームページに順次掲載し、子供が学びに参加しやすい環境を整えてまいります。また、地域でさまざまな知識や技能を持った人が地域の子供たちへ知識や技能の伝承を図るとともに、夢や希望を与えていただける「まちの学校」の取り組みを進めてまいります。

中高校生の居場所事業につきましては、市民映画「タカハマ物語」の制作を通じて経験した成功体験を礎として、中高校生がさまざまな経験や体験、出会いを通して将来の夢や社会における居場所を見つけ出すきっかけとなるよう、中高校生みずからがイベントの企画や運営を行う事業

を支援してまいります。

また、たかはま夢・未来塾事業につきましては、プログラムを刷新し、新たに期間を区切った複合プログラムである「チャレンジ・エンジョイ・プログラム」を用意し、協力会員である企業の皆様とも連携し、学ぶ意欲につながる感動に出会える機会をつくってまいります。

安心して子供を産み育てる環境を整えていくための子育て支援につきましては、増加する保育ニーズに伴う待機児童対策として、公立園、民間園の弾力運用を拡充し、受け入れ数の増加を図るとともに、家庭的保育事業として、現在実施している家庭的保育4カ所に加え、新たに家庭的保育を1カ所開設し、3歳未満児の受け入れを確保してまいります。加えて、公立幼稚園における預かり保育事業を拡充し、新たに短時間の就労等が可能となるように土・日、年末年始を除き、夏休み等長期休暇を含めて午前8時半から午後4時半までお預かりをすることとし、近い将来の認定こども園化につなげてまいります。

また、多様化する保育ニーズに対し、柔軟で迅速性のある対応を図るため、4月から中央保育園の運営を高浜市社会福祉協議会に移管してまいります。

子供関連施設の整備につきましては、近年発生した大規模な地震でガラスの飛散による被害が発生していることから、小・中学校に続き、保育園、幼稚園、児童センターなどに飛散防止フィルムを張り、子供たちの安全を確保する取り組みを進めてまいります。

次に、基本目標Ⅲ「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」でございます。

国が昨年8月に公表した南海トラフを震源とする巨大地震の被害想定では、県内で最大2万3,000人の犠牲者が出るとされており、本市の最大震度は7、津波高は最大で4メートルと想定されていることから、安全・安心の基盤づくりが求められます。

そこで、地域防災対策につきましては、現在、愛知県では地域防災計画の見直しを行っており、平成25年度に改定後の地域防災計画が公表される予定となっていることから、本市といたしましても、県の改定に合わせ地域防災計画の策定のための基礎調査と各項目の見直しに着手してまいります。

災害時の情報伝達につきましては、より多くの市民に迅速に災害情報を伝達できるよう本年度整備をいたしております同報系防災行政無線に加え、新メールシステムの導入や防災ラジオを有償配布・運用し、災害情報の提供体制の充実を進めてまいります。

地域防災につきましては、引き続きNPO法人レスキューストックヤードの御協力をいただき、「防災ネットきずこう会」の中で地域行動計画を策定するとともに、町内会やまちづくり協議会にレスキューセット、小型無線機など防災資機材を配布し、地域防災力の強化を図ってまいります。

防災備品等の整備につきましては、市の防災資機材整備計画に基づき、非常食の備蓄や避難所

資機材の整備を図り、防災教育につきましては、教育委員会と連携して避難訓練や防災教育のあり方を検討してまいります。

消防団の関係につきましては、安全確保のための装備等の更新として第2分団の消防ポンプ車の更新を行うとともに、今後の消防団員の一層の士気の高揚、消防団の発展を目指してまいります。

治水対策につきましては、高潮・津波対策として、老朽化した東海樋門のスライドゲートの取りかえを実施いたします。

快適で安全な都市空間の形成につきましては、高浜緑地の整備に向けた上部利用について、地域と連携し関係団体との協議を進め、安らぎのある空間として整備されるよう取り組んでまいります。また、高浜ベイサイド計画に基づき、高浜貯木場跡地をイベント・マリーナレクリエーションゾーンとして、活用を図るための調査検討を実施してまいります。

生活道路につきましては、市道港線の整備を継続し、見通しの悪い区間の道路の拡幅、歩道設置のための道路用地の取得を進め、通学する児童・生徒、地域住民の安全・安心の確保を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、昨年夏に道路管理者、教育委員会、警察署が連携して実施いたしました通学路緊急合同安全点検で指定された通学路のカラー舗装、車道分離標並びに区画線の引き直しを実施してまいります。

産業の振興では、昨年9月に市の産業振興に対するビジョンをわかりやすくお伝えするため、高浜市産業振興条例を策定いたしました。新たな雇用の創出と安定した財政基盤の強化に向けては、地場産業の振興や企業誘致の促進、新たなビジネスの芽を育む取り組みなどが求められます。

そこで、企業誘致につきましては、高浜市企業誘致等に関する条例に基づき、製造業を営む新たな企業の誘致や既存企業への事業規模の拡大に対する支援を積極的に推進してまいります。また、豊田町三丁目地内での新たな工業系用地の創出につきましては、今年度の工業立地検討業務の結果を踏まえて検討してまいります。

商工業の振興につきましては、高浜市商工会への支援を初め、地場産業の振興支援、コミュニティビジネスの創業支援など、中小企業への支援はもちろんのこと、特に地場産業への支援として、引き続き三州瓦奨励補助、東日本大震災の被災地である東北地方において三州瓦の耐久性をPRするとともに、各種展示会の開催や新規事業開拓を応援するための取り組みを進めてまいります。

農業の振興につきましては、農業従事者の減少・高齢化による後継者不足の課題に対して生産基盤の強化を図るため、高浜市農用地利用改善組合と連携し、法人化への調整を図っており、既に吉浜地区では任意の営農組織が立ち上がり、昨年7月にはあいち中央農業協同組合の営農企画

部門の中に農業法人設立準備室が創設されております。農業者や関係機関とのさらなる調整を進め、農地の利用集積を含めた農用地の合理的な利用保全、法人化による経営基盤の安定化を図ってまいります。また、地域農業の活性化を図るため、特産野菜の取り組みとして、消費者の求める農産物の栽培、販売に加えて加工品の試作を行ってまいります。

観光事業につきましては、本年、豊川市で開催されるまちおこしの祭典、B-1グランプリへの「たかはまとりめし」の参戦は、高浜市の魅力の情報発信、知名度の向上や地域経済の活性化への取り組みとして支援をしてまいります。

環境面につきましては、マナー向上の取り組みとして小・中学生を対象に「高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例」を学ぶ環境学習を実施するとともに、今後10年を見据えた新たな「ごみ処理基本計画」を策定してまいります。

次に、基本目標Ⅳ「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」でございます。

まず、生涯現役のまちづくり事業につきましては、元気な高齢者はもちろん、閉じこもりがちな高齢者や生活機能の低下で要支援・要介護になるおそれが高い高齢者の外出支援をするため、全市的な「居場所づくり」を行ってまいります。特に地元の商店や企業に御協力をお願いし、机や椅子、ベンチなどを置いていただき、新たな交流の場を創出してまいります。また、新たな居場所づくり活動を応援するための助成制度も始めてまいります。

そのほかにも高齢者の活動のインセンティブを引き出すため、この生涯現役のまちづくりに参加、参画していただくことにより、いきいき健康マイレージのポイントがたまる仕組みになるよう、さらに充実をさせてまいります。加えてホームページ、情報誌などを活用し、高齢者の皆さんへの情報発信にも力を注いでまいります。

国の最新の調査によると、65歳以上の認知症の有病率は14%と推計され、今後も増加が予想される認知症への対応は喫緊の課題となっております。そこで、認知症対策につきましては、認知症初期集中支援チームを立ち上げ、早期発見・早期診断・予防・啓発を効率よく行える体制を構築してまいります。あわせてかかりつけ医の認知症への対応力の向上を図るため、中核的な役割を担う認知症サポート医の養成についても、医師会の御協力をいただきながら進めてまいります。

また、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まっており、その需要はさらに増大することが見込まれることから、弁護士などの専門職後見人に加え、市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要性があり、（仮称）成年後見センターの検討を進めてまいります。

さらに、要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と緊急時などの随時対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護サービス」の提供を開始してまいります。このサービスは、全国的に昨年末で5%程度の自治体しか実施をされておきませんが、本市においては、今までの実績と経験を生かし、平成25年度から実施をしてまいります。

障がい児・者への支援につきましては、親亡き後の自立した生活の実現に向け、みんなの家の「おためし外泊事業」で自立に向けて訓練を行ってきた4人の障がいのある方が、昨年9月に市内に開所したケアホームで親元を離れて新しい生活をスタートさせることができました。今後も障がいのある方が住みなれた地域で不安なく生活し続けられるよう、相談支援体制の強化とサービス提供体制の整備に努めてまいります。

また、雇用の確保に向けた取り組みとして、就労場所の開拓に向けての企業訪問と就労意欲をお持ちの障がいのある方への就労支援を継続して行ってきた結果、5人の方を企業への就労へつなげることができました。今後は、さらなる一般就労の場の開拓に向け、受け入れの可能性の高い企業への積極的な働きかけを行うとともに、社会生活適応能力向上のための研修会を開催するなどの就労促進策を実施し、企業への就労を促進してまいります。

こども発達センターにつきましては、4月に開設3年を迎えますが、専門職への相談件数の増加や健診の受診率からも子供の成長の支援と親支援を行う拠点として定着してきていることがうかがえます。平成25年度は、5歳児健診を受診した子供が小学校へ入学する節目の年となり、教育委員会との連携をさらに進めてまいります。また、新たな仕組みとして、5歳児健診を就学健診と同様に小学校区単位で実施し、就学後、そして子供の将来を見据えた支援につなげてまいります。

さらに、大学や地域の医療機関との連携から得た知識やノウハウを生かし、子供たちを支える人材育成にも取り組むとともに、専門職による相談支援体制の充実も図ってまいります。

地域医療につきましては、定住自立圏の枠組みの中で地域医療ネットワークの運用が始まっていますが、加えて、地域医療の後方支援や在宅生活を支えるためのサービスの拠点として、訪問看護ステーションを刈谷豊田総合病院高浜分院において再開をしていただきます。

また、医療と介護の顔の見える関係づくりから始めた在宅医療連携拠点事業をさらに進め、医療と介護の多職種協働により、高齢者、障がいのある方、子供を含め生涯を通した「たかはま版地域包括ケアシステム」を構築してまいります。

以上、平成25年度の市政運営に当たり、重点施策について申し述べさせていただきました。

昨年の12月のまちづくりシンポジウムでは、鹿児島県の大隅半島にある柳谷集落、通称「やねだん」から豊重哲郎さんをお迎えし、御講演をいただきました。今から17年前、当時の「やねだん」は、人口わずか300人、高齢化率は4割を超え、畜産による悪臭公害やハエの蔓延、草は伸び放題、青年団は解散といった状況で、集落から笑いと希望が消えていったそうです。

このような状況の中で公民館長に就任された豊重さんは、「俺がやらなきゃ誰がやる」と覚悟を決められ、「集落民一人一人がレギュラーであり、やねだんに補欠はない」との信念で、御自身の情熱で一人一人の住民の心を動かし、ついに住民総出による地域再生をなし遂げられました。集落には笑いと希望が戻り、集落の人の命が地域全体に包まれているという安心感、まさに本市

が目指す「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」の姿ではないでしょうか。

私は、この小さな集落の結束力、これは実に心強く、小規模な自治体である本市の将来を切り開いていく上でのキーワードになると考えております。私たちは長い歴史の中でも、いざというときは助け合い、団結して困難を乗り越えてまいりました。高い山々を目指して走り続けてきたつもりが、ふと気づくと下り坂で足がもつれているような状況、さらには世界に例を見ない高齢化の進展を初め、先の見えない不安が背中合わせの時代です。このような時代を乗り越えていくためには、私たちの住むまち高浜市の未来は、私たちが、私たちのために、私たちの手でともに創り上げていくという決意が求められます。一人一人が持っている個性を大切に尊重し合い、生かし合いながら、人と人とのつながりを未来の大きな力としていくために、市民の皆様の方の力、地域の力、さらには職員の力を結集し、アシタのチカラとなる「高浜市の根っこづくり」を進めてまいります。

これからも住み続けたいと思える「大家族たかはま」を目指して、以上申し上げてまいりましたが、今後とも議員各位並びに市民の皆さん方の一層の御支援、御協力をお願い申し上げ、平成25年度の施政方針とさせていただきます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（北川広人） 以上で施政方針は終わりました。

○議長（北川広人） 日程第4 教育行政方針を行います。

教育長の教育行政方針を求めます。

教育長。

〔教育長 岸上善徳 登壇〕

○教育長（岸上善徳） それでは、平成25年度高浜市教育行政方針を述べさせていただきます。

平成24年度は、いじめの問題が全国で浮き彫りとなり、さらに体罰が社会問題となりました。「いじめに発展させない、体罰のない風土づくり・学校づくり」に向けた取り組みが喫緊の課題となっています。

そうした中での平成25年度は、高浜市教育基本構想がスタートして2年目を迎える年になります。高浜教育のキーワードは、「12年間の学びのつなぎ」です。高浜の教育は、高浜の教職員全員でつくり上げていくという強い自覚のもと、12年間の子供たちの育ちや学びに責任を持ち、一丸となって指導していく体制を充実していかねばなりません。

学びの根っこは、子供たちです。学びの芽を発芽させ、大樹のように育てていくという高浜市生涯学習基本構想の考えに沿った高浜教育ビジョンは、高浜を愛し、高浜のよさを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成です。高浜市の子供たちが変化の激しいこれからの社会を生き抜くことができるようにするためには、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体

を家庭や地域と一緒にバランスよく育てることが重要だと考えています。

自分の暮らすまち高浜に愛着や誇りを持ち、将来もこのまちに住み続けたいと願う子供を育てるために、本年度も教育センターグループを中心とした教育基本構想推進体制を整えてまいります。

また、自治基本条例を学び、実践する場となった中学生議会は、生徒が教員や仲間に相談したり自分の考えを述べる中で、さまざまな可能性の追求という膨らみを持った立体的なものを含んでいることから、本年度も開催したいと考えております。

これより平成25年度における取り組みについて述べさせていただきます。

1、幼・保、小・中一貫教育の創造では、12年間の学びのつなぎとは、市内各園・各校が目指す幼児・児童・生徒の姿を共有し、協働して体系的な教育を実現することにあります。本年度は、より具体的な取り組みを絞ってまいります。学習や生活の規律等、高浜市が目指す子供像の設定、高浜カリキュラムの作成、幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校のつなぎのあり方の検討、教員同士や子供同士における異校種間の交流事業の検討等を行うために、既存の委員会・推進部会を統合して、幼・保、小・中一貫教育に関する委員会を立ち上げてまいります。

市内各園・各校が目指す幼児・児童・生徒の姿を共有化し、高浜市が目指す15歳像を明らかにし、その育成の具体を検討していきます。

2、確かな学力の向上をめざしての（1）教師力・授業力の向上では、幼児・児童・生徒に確かな学力を身につけさせるために、専門的な教育の担い手としての教員の授業力向上を目指してまいります。若い教員がふえる中、児童・生徒の学習状況を踏まえ、工夫しながら臨機応変に授業を展開し、授業のねらいを達成しなければなりません。そのためには、さまざまな授業方法や展開例に対する知識・実践も必要なことから、校長会や教頭会等と連携をとりながら、教育センターが核となり、高浜教育の調査や研究を充実してまいります。

これまで行ってきた教職員のための研修を見直し、10年後の高浜市の教育に必要な教職員の資質と指導力を向上させるため、特にミドルリーダー育成に力を入れ、実践的指導力の向上を図ってまいります。

（2）発達段階に応じた高浜版学習では、「新しい学びプロジェクト～市町村と東京大学による協調学習研究連携～」に参加して3年目を迎えます。昨年度は、翼小学校を研修指定校とし、南中学校とともに子供たちの学び合いを中心として、習得、活用、探求の要素を取り入れた協調学習の研究を重ねてまいりました。本年度は第2のステージとして、吉浜小学校と高浜中学校を研修指定校とし、協調学習に関する研究を行ってまいります。他県の現場の教師や教育委員会と連携し、子供一人一人が主体的に学習する協調学習を引き起こす授業づくりを目指してまいります。

また、高浜版学習についても研究を進めてまいります。高浜版学習は、幼児・児童・生徒の脳

の前頭前野の発達に応じた学習であり、心と体の成長と脳の発達を関連づけた学習と考え、既存の委員会・推進部会を統合し、研究を進めてまいります。

(3) きめ細やかな指導の充実では、子供たち一人一人の授業のわかり方は多様です。つまりきやすい内容を確実に習得させるための繰り返しの学習等の充実とともに、主体的に学習に取り組む態度の育成が必要となります。

そのためのきめ細やかな指導として、これまでサポートティーチャーを各校に配置し、算数・数学及び英語において少人数指導の充実を図ってまいりました。少人数指導は、各校で効率よく、有効な活用がなされていますが、より一層子供たちの実態に合わせた指導方法や効率的な取り組みをする工夫も必要となっています。

本年度も習熟度別少人数指導の授業方法を検証し、少人数指導の有効性を最大限に引き出す取り組みに努め、きめ細やかな指導を実現し、子供たちの個に応じた学力の向上に努めてまいります。

(4) 特別支援教育・外国人支援教育の充実では、障がいのある子供と障がいのない子供がともに学ぶ環境を整備することが重要となっています。インクルーシブ教育のシステムにおいては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが必要です。

小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意する方向に進んでいます。昨年度まで子供たちにきめ細かい学習支援と生活支援が個別にできる体制として、スクールアシスタントや通級指導担当者、スクールサポーターを必要に応じて配置してまいりました。障がいを持った子供たちに対して、取り出しや入り込みによる指導、困り感に寄り添うきめ細かな学習支援や生活支援が大変有効であることから、本年度も引き続き連続性のある多様な学びの場を確保するため、人的支援をしてまいります。

外国人児童・生徒については、平成24年度は、日本語教育が必要な児童・生徒は約80名在籍していました。外国人児童・生徒通訳者を2名配置し、通訳翻訳活動、相談活動、言語指導など細やかな対応を行っているところであります。また、日本の生活習慣になれていない児童・生徒が日本語や日本の文化、習慣等を集中して学び、そのうち学校・学級になじめることを目的として始めた翼小学校における「くすのき学級」での外国人早期適応指導の取り組みも成果を上げており、今年度も継続して実施してまいります。

3、個に応じた教育の充実では、いきいき広場3階に設置したこども発達センターがスタートして3年目を迎えます。個に応じた教育の充実のため、こども発達センターと連携し、一人一人の乳幼児・児童・生徒のニーズに応じた支援と、それにかかわる保護者支援が一步ずつ前進して

まいりました。本年度もこども発達センターでの健康診断と各園、学校でのスクリーニングを実施し、それぞれの問題点の整理や健康診断とスクリーニングの実施から、その後の保護者との相談までの流れを確立してまいります。そして、専門家チームと各園・学校との連絡会やこども発達センターの専門家チームが各園・学校を巡回訪問するための支援を行ってまいります。

学校での個別の教育指導計画は、子供たちのニーズに応じた指導を行う上で必要不可欠な存在となっています。さらに、乳幼児・児童・生徒の実態を多面的に把握し、一人一人のニーズに応じた支援が継続的・発展的に一貫して行われるためのシステムを構築するために、地域生活支援システム「きらり」と「個別の教育支援計画」との連動を図り、生涯にわたる切れ目のない支援に近づけてまいります。

また、各園・各校が幼児・児童・生徒への理解を深め、特別支援教育を推進する力そのものを向上させるために、各園の職員が入学した園児のいる学校を訪問し、授業参観、情報交換会を実施し、個に応じた教育の充実を図ってまいります。

4、安らぎと魅力のある地域の学習拠点の確立では、学校を学びの拠点とし、地域の活動を行う場、地域の住民が子供たちと交流する場となるようにしてまいります。

子供を中心に据えた学校と地域の連携は、子供の成長にとどまらず地域とのきずなを強め、地域づくりの担い手を育てることにつながります。市民の知的関心を喚起し、高浜市の文化を継承、開発、発展させるために地域に学ぶ仕組みをつくってまいります。そのため生活科、総合的な学習の時間、行事などに地域の方に入り込んでいただき、ともに活動できるような行事や単元の設定と地域行事に幼児・児童・生徒が参加・参画し、地域に学ぶ活動を各校で積極的に展開することにより、地域と一体となった子供たちを育む「地域とともにある学校」を目指してまいります。

5、地域で子どもを育む教育環境の整備では、将来の高浜市民を育てるために、学校、家庭、地域がそれぞれできることを確認し、協働するための学校づくり評価活動を進めます。これまで開かれた学校に向けた取り組みとしては、保護者や地域住民の方々に直接説明責任を果たしていくための教職員による自己点検の実施・結果の公表・更新策の策定等があり、年々充実したものとなってきています。

自己評価、学校関係者評価の取り組みに加え、地域の人々とともに学校づくりをしていくための評価システムを充実してまいります。平成22年度より第三者評価委員会を設置し、有識者等による第三者評価を行ってまいりました。自己評価、学校関係者評価、第三者評価を通して学校が取り組んだ施策の有効性が検証されるとともに、新たな施策を考える過程で、より客観的で専門的な見地からの考えを知る機会となっています。学校運営改善のツールとして、学校にとって極めて有効でありますので、本年度も引き続き第三者評価事業を継続してまいります。

6、市民の学び舎となる教育環境の整備では、東日本大震災を契機として、学校の果たす役割はソフト・ハード両面においてますます高まっています。申すまでもなく、学校は児童・生徒等

にとっては学びの場であるとともに、1日の大半を過ごす生活の場であり、公教育を支える基本的施設です。また、地域の皆様にとっては、自分の子や子供の母校という強い思い出にとどまらず、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場となる地域コミュニティの拠点でもあります。

さらには、地震等の非常災害時には応急避難場所などの地域の防災拠点としても極めて重要な役割を担っています。学校・家庭・地域との協働による防災教育を進めるとともに、学校の安全性に努めてまいります。

学校施設の整備に当たっては、各小・中学校からの要望に基づき、現場を確認し、幼児・児童・生徒や地域の人々の安全を最優先に考えながら、学校と協議し改善してまいります。

なお、学校施設の老朽化に伴う小規模な修繕につきましては、各小・中学校に対して学校からの要望に応じて計画的に予算を配当し、各小・中学校が迅速に修繕を実施できるような体制をとっています。

また、幼・保、小・中が連携して教育を進めていくための環境整備あるいは行政や地域とのネットワークシステム構築を進めるため、教育環境整備検討委員会で検討してまいります。

子供が心身ともに健やかに育つことは、地域を問わず、時代を超えた全ての人々の願いです。高浜市は、昨年度から高浜市教育基本構想を基盤に教育行政を進めてまいりました。学校は、保護者や地域の人々と密接に連携し、協力し合い、教育の諸問題の解決に向けた取り組みをしていくことが求められています。平素からの学校と地域の関係づくりが、子供・保護者・地域の人々・教職員など、そこにかかわる全ての人々の自発的な学びや成長を促し、子供たちを守り、地域を守ることに繋がります。

高浜市は、5小学校2中学校を擁した学校数規模の小さなまちです。この規模の小ささは、教育の目標を初め指導方法や指導内容の共有化を図りやすいなどのメリットがあります。このスモールスケールメリットを生かして、学校教育の目指すべき方向性を一にし、教育効果を最大限に高めることができます。

教育委員会では、子供たちの健やかな成長を願い、一人一人の教員の教師力を高めるとともに、学校現場が生き生きと教育活動ができるよう点検・評価を行いながら、全ての子供たちの生きる力を育むため、引き続き人的・物的支援や当面する教育課題に対する指導・助言・支援をしてまいります。

以上、教育行政方針を述べさせていただきました。何とぞ御支援、御協力をお願いいたします。

〔教育長 岸上善徳 降壇〕

○議長（北川広人） 以上で、教育行政方針は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時5分。

午前10時52分休憩

午前11時2分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について御説明を申し上げます。

本案は、現委員の岡本澄雄氏が平成25年6月30日で任期満了となりますので、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に諮問させていただくものでございます。

同氏は、皆様も御案内のとおり、広く社会の実情に精通され、誠実温情な人柄で地域の皆様の人望も厚く、人権擁護につきましても深く御理解をいただいているお方で、平成19年7月より人権擁護委員として、その職務を立派に遂行されておられます。

何とぞ同氏を推薦することに御同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、諮問第1号は、原案に異議のない旨答申することに決定いたしました。

○議長（北川広人） 日程第6 同意第1号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第1号 公平委員会委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、現委員の杉浦 明氏が平成25年3月31日で任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の御同意を賜りたく提案させていただくものでございます。

同氏は、長年民間企業で人事・労働部門の要職にあられ、幅広い知識と豊かな経験を有しておられるとともに、御退職後は、呉竹町町内会会長、高浜市シルバー人材センター理事を務められるなど、温厚で誠実な人柄は地域での人望も大変厚い方でございます。

平成17年4月より公平委員会委員として御尽力をいただいております、本市の人事行政に大いに寄与していただけるものと確信をいたしております。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第1号 公平委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、同意第1号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（北川広人） 日程第7 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、現委員の荒川明人氏が平成25年3月31日で任期満了となりますので、新たに川角和行氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の御同意を賜りたく提案させていただくものでございます。

同氏は、中津川税務署長を初め、長年税務行政の要職にあられ、幅広い知識と豊かな経験を有しておられるとともに、御退職後は本郷町町内会副会長、高浜市交通安全指導員を務められるなど、温厚で誠実なお人柄は地域での人望も大変厚い方でございます。

委員として、不服の審査・決定に当たりまして、公平で厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

8番、杉浦敏和議員。

〔8番 杉浦敏和 登壇〕

○8番（杉浦敏和） 議長のお許しをいただきましたので、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、川角和行氏を選任することに賛成の立場から討論を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員については、御案内のとおり、その職務は公正な立場で固定資産の評価に関する納税義務者の不服を審査・決定するという重要な事項を担当することから、選任に当たっては、市民一般から多大な信頼を寄せられるよう信望のある人格が必要でございます。

先ほどの提案説明にございましたので、既に御承知のことと思いますが、川角氏は、中津川税務署長を務められるなど、税務について精通しておられ、地域においては高取公民館運営委員長を務められ、現在は本郷町町内会副会長、高浜市交通安全指導員を務められるなど、地域活動に幅広く積極的に活躍されております。

また、温厚で誠実な人柄は市民からも信頼され、審査に当たっては、公正な立場で誠心誠意審査をいただけるものと確信をしております。

以上の観点から、川角和行氏の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、最適任者であり、本案に賛成するものであります。

どうか議員全員の方々の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます、賛成の討論といたします。よろしくお願いたします。

〔8番 杉浦敏和 降壇〕

○議長（北川広人） 反対討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより採決いたします。

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、同意第2号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（北川広人） 日程第8 議案第30号 高浜市議会政務調査費の交付に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

10番、鈴木勝彦議員。

〔10番 鈴木勝彦 登壇〕

○10番（鈴木勝彦） それでは、議案第30号 高浜市議会政務調査費の交付に関する条例の全部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この案は、地方自治法の一部改正により政務調査費の名称、交付目的等が改正されたことに伴い、市議会における会派に対して交付する政務活動費に関して必要な事項を定めるものであり、また、年度途中での制度改正となることから、事務の煩雑化、混在化を考慮するとともに、制度改正を明確化するため、附則にて経過措置を規定し、全部改正するものであります。

主な改正概要は、まず、政務調査費の名称を政務活動費に改めます。

第1条においては、交付の目的を「調査研究」から「調査研究その他の活動に資するため」に改めます。

第5条においては、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、現行は、規則にて使途基準として別表で規定していたものを、条例にて別表で規定しています。

第7条第1項においては、使途を明確化するため領収書等を添付して、収支報告書を議長に提出することを条例にて規定しています。

第10条においては、議長は政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めると規定しています。

なお、附則で、この条例は平成25年3月1日から施行することとし、この条例による改正後の高浜市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に、この条例による改正前の高浜市議会政務調査費交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例によるものといたします。

以上であります。

[10番 鈴木勝彦 降壇]

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第30号 高浜市議会政務調査費の交付に関する条例の全部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（北川広人） 日程第9 議案第31号 高浜市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

10番、鈴木勝彦議員。

[10番 鈴木勝彦 登壇]

○10番（鈴木勝彦） それでは、議案第31号 高浜市議会基本条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この案は、地方自治法の一部改正により政務調査費の名称、交付目的等が改正されたことに伴い、条文の整備を行う等のためのものであります。

改正概要は、第10条において、見出し以下、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中、「調査研究及び政策提言」を「政務活動」に、同条第2項中「使途基準」を「充当可能経費の範囲」に、同条第3項中「高浜市議会政務調査費の交付に関する条例」を「高浜市議会政

務活動費の交付に関する条例」に改めるものであります。

また、見出しが議員報酬等である第21条中において、高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の次に、高浜市議会の議員報酬等の特例に関する条例を加えるものであります。

なお、附則で、この条例は平成25年3月1日から施行することといたします。

以上であります。

〔10番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第31号 高浜市議会基本条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（北川広人） 日程第10 議案第1号から議案第14号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（橋本貞二） 議案第1号 指定金融機関の指定について御説明申し上げます。

本案は、現在の指定金融機関であります碧海信用金庫との契約期間が本年6月30日をもって満了することに伴い、再度、碧海信用金庫を指定金融機関として指定いたしたく、地方自治法施行令第168条第2項の規定により提案いたすものであります。

なお、今回の指定金融機関の選定に当たりましては、前回と同様、三菱東京UFJ銀行、岡崎信用金庫、碧海信用金庫の3金融機関に対しまして調査表を送付し、条件面での要望、考え方等につきましての意向調査を実施いたしました。この結果、碧海信用金庫が条件面におきまして、本市にとって最も有利でありますことから、同金庫を指定金融機関として指定をお願いするもの

であります。

碧海信用金庫の経歴は、別添の参考資料のとおりであり、指定金融機関としての実績もあります。このことから、公金の取り扱いにつきましては的確に行っていただけるものと確信しております。

契約期間につきましては、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの2年といたします。

以上、御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 続きまして、議案第2号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案参考資料としてお配りしてございますA3版の参考資料をあわせてごらんいただきたいと思っております。

本案は、平成23年5月2日に公布された第1次地域主権一括法による公営住宅法の改正により、公営住宅の整備基準及び入居者に係る収入基準について、地方公共団体が地域の実情に応じて、それぞれ条例で定めるものとされたことに伴い、改正をお願いするものでございます。

それでは、主な改正の内容について御説明を申し上げます。

まず、第3条関係の改正でございますが、国が示す公営住宅等整備基準を参酌し、これを基本とした市営住宅の整備基準を定めるものであります。

第3条の3、整備の基本方針では、市営住宅の整備に当たっての基本的な理念、配慮すべき事項について定めるものであります。

第3条の4、敷地の基準は、敷地の位置の選定、安全及び衛生についての措置を定めるものであります。

第3条の5から第3条の8は、建物本体（住棟・住宅・住戸・共用部分）の基準として、配慮すべき事項及び措置すべき内容について、それぞれ定めるものであります。

第3条の9、附帯施設の基準は、入居者の日常生活を補う附帯施設を整備する場合の配慮すべき事項を定めるものであります。

第3条の10、共同施設の基準は、入居者の良好な居住環境を確保するため、児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路の整備に当たっての配慮すべき事項を定めるものであります。

次に、第6条関係、入居者の資格の改正でございます。

まず、入居者資格の特例として、新たに福島復興再生特別措置法の適用を受ける居住制限者を加えるとともに、入居者に係る収入上限額を定めるものであります。この収入上限額につきましては、現行の公営住宅法施行令で定める額を基本とし、身体障がい者など特に居住の安定を図る必要がある者をそれぞれ明記し、その上限額を21万4,000円とし、その他一般の世帯につきまし

ては15万8,000円と定めるものであります。

最後になりますが、本条例の施行につきましては、附則第1項において、平成25年4月1日からとし、附則第2項において、現在の市営住宅については、改正後の第3条の2から第3条の11までの規定は適用しないものとしたしております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、続きまして議案第3号 高浜市道路の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

さきにお渡しの議案参考資料もあわせてごらんください。

本案は、地域主権一括法により道路法の一部が改正されたことに伴い、本市が管理をする市道を新設し、または改築する場合の道路の構造の一般的技術基準を定めるもので、国の技術的基準であります道路構造令を参酌して、市の条例で定めるものでございます。

参酌の結果、既に愛知県が独自基準として、停車帯の幅の縮小規定並びに車線幅の一部について縮小規定を設けておられ、その必要性を鑑みて、県の独自基準につきましては本条例に盛り込んでおります。

なお、本市に該当しない自動車専用道路、国道、県道、軌道敷、これは路面電車でございますが、登坂車線、積雪、寒冷地域に関する規定は除外をいたしております。

それでは、内容について御説明をいたします。

まず、第1条は趣旨を規定いたし、第2条は使用する用語の根拠を明示し、第3条の道路の区分は、道路構造令と第3条に用いられている道路の区分が同じであることを規定いたしております。

第4条から第13条までは、道路の横断面の構成の基準について、車線の項目から植樹帯の項目に至るまで、それぞれ必要な事項を定めております。特に先ほど申し上げました独自基準につきましては、第8条第2項の停車帯の幅員について、道路の構造令では2.5mが標準となっておりますが、この幅を道路脇のすり抜け車両や違法駐車を防止し、事故防止を図るため1.5mを標準といたしております。

次に、第14条は道路の設計速度の基準を、第15条から第22条までと第24条、第25条は道路の線形の基準であります。道路の線形基準は、道路の縦断勾配、設計速度に応じた形で、長さや勾配など道路を通行する車両の安全性、円滑性を確保するために必要な数値等を定めております。

それから第23条、第26条、第35条及び第36条は、道路舗装及び排水構造物に対する基準であります。

次に、第27条から第29条までは、平面交差や立体交差の基準を定めておりまして、特に先ほど申し上げました独自基準といたしまして、第27条第4項屈折車線及び変更車線の幅員について、

ただし書きを加えて車線幅の縮小規定を設けております。これは、道路の周辺に建造物があること等により用地の取得が困難であること、その他特別の理由によりやむを得ない場合は、普通道路にあっては2.5mまで、小型道路にあっては2mまで縮小するという内容で、沿道の制約等から新たに必要な用地を確保することへの配慮をいたしたものであります。

次に、第30条から第34条までは道路の附属施設の基準を、第38条、第39条は道路工事に関する特例基準を、第40条及び第41条は自転車専用道路、歩行者専用道路等に必要な基準を定めております。

なお、附則において、本条例の施行は平成25年1月1日（訂正後述あり）といたし、条例施行の際に既に存する道路の構造に関する所要の経過規定を定めております。

以上、第3号議案の説明といたします。

続きまして、議案第4号 高浜市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、高浜市が管理をする市道に設置する案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について、必要となる条例を制定するものです。

制定の経緯は、地域主権一括法の施行により道路法の一部改正に伴い、これまで国で定められ、適用してきた技術基準であります道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、通称標識令を参酌し、市の条例で定めるものでございます。

参酌の結果、既に愛知県が独自基準として規定をされているもの以外は、国が定める基準と同一の基準として規定をいたすものです。

なお、本市に該当のない自動車専用道路に設ける標識の寸法は除外をし、規定をいたしておりません。

市の独自基準の内容は、案内標識及び警戒標識は、標識板の寸法の縮小規定を設けております。その理由は、標識板の設置により自動車の通行に支障がある道路幅の場合に配慮いたし、標識板の規定による寸法を2分の1までの倍率で縮小することによって、通行に支障なく標識の設置が可能となるように規定いたしました。

それでは、内容について御説明いたします。

まず、第1条で趣旨を示しており、第2条では用語の定義を、第3条は案内標識について規定いたしており、標識の標示板本体の寸法、標識の標示板に表示する文字の寸法や記号の寸法については、先ほど申し上げました参酌する基準である標識令の別表第2に図示をされておりますので、その寸法を規定いたし、図示をされていない寸法は、市長が定める寸法といたしております。

第4条は警戒標識について規定をいたしており、この考え方も前条同様で、標識令の別表第2に図示された寸法を規定いたし、図示されていない寸法は、市長が定める寸法といたしております。

第5条は補助標識について規定をいたしております。

なお、附則において、本条例の施行は平成25年4月1日とし、条例施行の際、既に存ずる案内・警戒・補助標識に係る所要の経過措置について定めております。

以上、議案第4号の説明といたします。

続きまして、議案第5号 高浜市準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

議案参考資料もあわせてごらんください。

本案は、高浜市が管理する準用河川における河川管理施設等の一般的技術的基準を定めるため必要となる条例を制定するものです。

制定の経緯は、地域主権一括法の施行により河川法の一部が改正されたことに伴い、河川管理施設等構造令により、これまで国で定められ適用してきた基準を参酌して、市の条例で定めるものでございます。

参酌の結果、本市の準用河川に該当せず、今後も河川管理者として整備が想定されない項目、ダム、水門、取水塔、揚・排水機場等に関する規定につきましては除外いたしており、それ以外は国が定める基準と同一の基準といたしております。

それでは、内容について御説明いたします。

まず、第1条で趣旨を規定しており、第2条で用語の定義を、第3条から第14条では堤防の構造について、構造の原則、材質及び構造、天瑞幅等、堤防の基準を、第15条から第18条は床止めの構造について、構造の原則、護岸工等床止めの基準を、第19条から第28条は堰の構造について、構造の原則、また流下断面との関係等、堰の基準を、第29条から第34条は樋門の構造について、構造の原則、断面形等、樋門の基準を、第35条から第40条は橋の構造について、橋台の構造の原則、桁下高等、橋の基準を、第41条から第45条で伏せ越しの構造について、構造の原則、ゲート等の基準について、それぞれ必要な事項を定めております。

第46条から第48条には例外を規定いたしており、第49条では、細部の基準について規則への委任をいたしております。

なお、附則において、本条例の施行は平成25年4月1日といたし、条例施行の際に、既に存ずる河川管理等施設に係る所要の経過措置について定めております。

以上、議案第5号の説明といたします。

続きまして、議案第6号 高浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、高浜市が管理する市道のうち特定道路を新設し、または改築する場合における歩道の有効幅員、舗装、勾配などの構造等の基準を定めるものです。

ただいま申しました特定道路とは、生活関連経路を構成する道路のうち多数の高齢者、障がい

者等の移動が通常徒歩で行われるもので、移動等円滑化が特に必要なものとして国土交通大臣より指定をされる道路のことでありまして、現在のところ本市の市道においては、この指定はございません。

制定の経緯は、地域主権一括法の施行により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法の一部改正に伴い、これまで国で定められて適用されてきた基準であります移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令を参酌し、市の条例で定めるものでございます。

参酌の結果、本市に該当しない路面電車の軌道敷及び防雪施設に関する規定は除外しており、それ以外の基準は、国が定める基準と同一の基準として規定をいたすものであります。

それでは、内容について御説明をいたします。

第1条は条例の趣旨を定め、第2条は使用する用語の定義を、第3条は歩道に対する基準で、先ほど説明をいたしました道路構造の一般的技術的基準をより高齢者、障がい者等に配慮した基準としております。

第4条は、立体横断施設についてエレベーター等を設けることとし、階段の必要な基準を、第5条は、自動車駐車場について障がい者用の駐車施設を設けることを規定いたし、第6条は案内標識の設置について、第7条は視覚障害者用誘導ブロックの設置規定を、第8条では、細部の基準について規則への委任をいたしております。

なお、附則において、本条例の施行は平成25年4月1日といたし、条例施行の際、既に存する所要の経過措置について定めております。

以上、議案第6号の説明といたします。

続きまして、議案第7号 高浜市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、高浜市が管理する公園内の特定公園施設を新設または増設または改築する場合における基準を定めようとするものです。

制定の経緯は、地域主権一括法の施行により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、本市の特定公園施設について移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令を参酌して、市の条例で定めるものでございます。

参酌の結果、これまで国で定められて適用してきた省令に準拠し、基準の一部において、愛知県条例の人にやさしい街づくり推進に関する条例の内容を対比いたしまして、より厳しい基準、これを言いかえすと施設を利用する方にとって、より優しい基準を規定いたしております。

それでは、内容について御説明いたします。

第1条は条例の趣旨を定め、第2条は園路及び広場に対する基準で、不特定多数の利用者や主として高齢者、障がい者等の利用がある園路及び広場を設ける場合、出入口、通路、階段に関

する設置の基準を定めており、第3条では休憩所及び管理事務所に関する出入り口等の基準を、第4条は駐車場の設置に関する基準を、第5条は便所を設ける場合に対する基準として、床の仕様、便器等の施設設置の仕様について定めています。

第6条は掲示板の設置について、第7条では標識の設置について、第8条は細部の基準について規則への委任をいたしており、第9条は、災害時等の一時使用に対する施設設置の例外規定を定めております。

なお、附則において、本条例の施行は平成25年1月1日（訂正後述あり）といたしております。議案第7号の説明といたします。

続きまして、議案第8号 高浜市公園条例の一部改正について御説明申し上げます。

本改正案は、高浜市の都市公園の配置及び規模に関する基準及び公園施設の設置基準について定めるものです。

制定の経緯は、地域主権一括法の施行により、都市公園法第3条並びに第4条が改正されたことに伴い、都市公園施行令で定めていました基準を参酌して、市の条例に追加規定をするものです。

改正の内容は、まず第2章に都市公園に係る基準を加え、以降の章を繰り下げるとともに、各条文の整備をいたしております。

第3条は住民一人当たりの敷地面積の基準を定めており、本市の狭隘な現状を考慮し、市街地の都市公園、住民1人当たりの敷地面積を5㎡といたし、国の基準に定められております都市計画区域の都市公園の住民1人当たりの敷地面積は規定いたしておりません。

第4条は、公園の配置及び規模の基準を定めておりまして、これらの基準については、都市公園法及び同法施行令に定められた基準と同一の基準といたしております。

次に、第5条では、公園施設の設置基準を定めておりまして、公園施設の建物の建築面積の総計が当該都市公園の敷地面積の割合の上限、いわゆる建ぺい率を規定いたし、第2項1号から4号までは許容建築面積の限度の特例をそれぞれ定めるもので、いずれも都市公園法及び同法施行令で定められた基準と同一の基準といたしております。

なお、附則において、本条例の施行は平成25年4月1日といたし、条例の施行の際に既に存する都市公園、都市公園施設について所要の経過措置を定めております。

以上、議案第8号の説明といたします。

続きまして、議案第9号 高浜市道路占用条例の一部改正について御説明申し上げます。

本改正案は、道路法施行令の一部改正により、当該施行令に占用許可対象物件として太陽光発電設備及び風力発電設備と津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設が追加されたため、追加された占用物件の占用料の額を定めるとともに、引用条文の整備を行うものでございます。

占用料の額は、太陽光発電設備及び風力発電設備につきましては、占用面積1㎡当たり1年につき1,500円とし、一方、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設につきましては、占用面積1㎡当たり1年につき近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額といたすものでございます。この占用料金の算出基準につきましては、国の算出基準に準拠して積算をされております愛知県と同一基準といたしております。

なお、附則において、本条例の施行は平成25年4月1日といたしております。

以上で議案第9号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、議案第10号 高浜市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、本市におけるまちづくりの最高規範であります高浜市自治基本条例の施行を受けて、新規採用職員の服務の宣誓に関し、宣誓書の様式中に新たに「市民が主体となった自治の進展を図ることを定める高浜市自治基本条例を誠実に遵守することを誓います」の文言を追加するものであります。

これは、新規採用職員がその職務遂行に当たるに際し、自治基本条例の理念や精神を誠実に遵守することを改めて自覚してもらうため宣誓文に追加するという趣旨であり、平成25年度の新規採用職員から新しい宣誓書を適用いたしたく、提案させていただくものであります。

なお、附則におきまして、この一部改正条例の施行期日を公布の日からといたしております。

続きまして、議案第11号 高浜市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法が一部改正され、地方公共団体の議会の委員会に関する規定が簡素化されたこと及び議会の本会議においても、公聴会の開催や参考人の招致ができることとされたことなどに伴い、証人等の実費弁償について規定する同法第207条が一部改正されたことを受け、同法の引用条項等を改めるものであります。

まず、第2条第2号の改正は、地方自治法第100条第1項が改正され、同項前段で議会の調査権についてまず規定されるとともに、新たに後段として、当該調査のために特に必要があると認める場合は、関係人等に出頭等を請求することができることとされたことを受け、同法の引用条項を整理するものであります。

次に、同条第3号の改正は、地方自治法第109条常任委員会、第109条の2議会運営委員会、第110条特別委員会で、それぞれ規定されておりました議会の委員会に関する規定が簡素化され、第109条に集約されるとともに、同法115条の2に新たに本会議での公聴会の開催、第1項でございいます。及び調査等のための参考人からの意見聴取に関する規定第2項が整備されたことを受け、参考人に関する同法の引用条項並びに本会議及び委員会に関する準用規定について整理いたすも

のであります。

次に、同条第6号の改正は、同様に公聴会に参加した者に対する同法の引用条項並びに本会議及び委員会に関する準用規定について整理するものであります。

なお、附則において、この一部改正条例は公布の日から施行することといたしております。

続きまして、議案第12号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例及び高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、現下の社会経済情勢に鑑み、常勤の特別職であります市長及び副市長並びに教育長に支払われます給料の月額を減額して支給する期間をさらに1年間延長し、平成26年3月31日までといたすもので、市長については給料の月額を20%、副市長及び教育長については給料の月額の10%をそれぞれ減額して支給するものであります。

なお、附則において、この一部改正条例は平成25年4月1日から施行することといたしております。

以上、3議案について、何とぞ原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第13号 高浜市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布されたことに伴い、同法の規定に基づき、高浜市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものでございます。

概要といたしましては、第1条は、趣旨規定として新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、高浜市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとしています。

第2条は、対策本部の組織で法第35条の規定に基づき、本部長である市長が事務を総括することとし、副本部長及び本部員を置くほか、必要な職員を置くことができるとしています。

第3条は、必要に応じ対策本部の会議を招集することとし、市の職員以外の者を会議に出席させたときは意見を求めることができることとしています。

第4条は、本部長は対策本部に必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができるとしています。

また、附則において、この条例は法の施行の日または条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしています。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号 高浜市使用料及び手数料条例等の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、障害者自立支援法等の一部改正に伴い、関係する5つの条例について所要の規定の整備及び条文の整備を行うものでございます。

改正の概要であります。第1条の高浜市使用料及び手数料条例の一部改正では、障害者自立支援法の一部改正により障がい者の範囲に新たに難病患者が加えられ、同法に規定する障害福祉サービスの利用対象となったため、これまで難病患者の方に対し市の事業として行ってきたホームヘルパー派遣事業を廃止することに伴い、本条例別表第5に規定するホームヘルパー派遣手数料の項を削除するものでございます。

次に、第2条及び第3条の高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正では、まず、第2条は、障害者自立支援法の題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められたことに伴い、介護補償について規定する本条例第9条の2第1項第2号において引用する法律名の改正を行うもので、第3条は、同法第5条第10項に定める共同生活介護（ケアホーム）に関する定義規定が削除されたことに伴い、介護補償について規定する本条例第9条の2第1項第2号において引用する同法第5条第12項を同条第11項に改めるものでございます。

次に、第4条及び第5条の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正は、ただいま御説明申し上げた第2条及び第3条と同様の改正を行うものでございます。

次に、第6条の高浜市障害者自立支援条例の一部改正では、障害者自立支援法の題名が改められたことに伴い、本条例の題名を高浜市障害者総合支援条例に改めるとともに、条例の趣旨について規定する本条例第1条において引用する法律名の改正を行うほか、条文の整備を行うものでございます。

次に、第7条の高浜市精神障害者医療費支給条例の一部改正では、障害者自立支援法施行令の一部改正により法律と同様の題名の改正にあわせて、法律において政令で定めることとされた特殊の疾病に関する規定が第1条として追加されたことに伴い、自立支援医療の種類について規定する第1条が第1条の2に繰り下げられたため、精神障害者に係る医療費の支給の範囲を規定する本条例第6条第1項において引用する政令名の改正を行うとともに、同項において引用する同令第1条第3号を第1条の2第3号に改めるものでございます。

最後に、附則で第1条、第2条、第4条、第6条及び第7条の改正は平成25年4月1日から、第3条及び第5条の改正は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 先ほど、すみません、私提案説明の中で第3号議案と第7号議案についてですが、条例のそれぞれ施行日を25年1月1日と言いついて間違えましたので、正式には25年4月1日でございますので、おわびと訂正をさせていただきます。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時50分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第15号から議案第21号までを会議規則第34条の規定により、一括議題といたします。

逐次提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大竹利彰） それでは、議案第15号 平成24年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について御説明申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,453万4,000円を減額し、補正後の予算総額を135億424万円といたすものであります。

次に、8ページをお願いいたします。

繰越明許費は8款土木費、2項道路橋りょう費の道路ストック総点検委託事業を初め5件につきまして、平成24年度の国の緊急経済対策に伴い実施する事業または年度内の事業完了が見込めないことにより、平成25年度に繰り越しをいたすものであります。

9ページの債務負担行為の補正の3件は、いずれも契約の締結により差額を減額補正いたすものであります。

次に、10ページをお願いいたします。

地方債の補正は、同報無線設備整備事業の契約が締結したことに伴い減額補正いたすものであります。

補正予算説明書の60ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、13款1項1目民生費国庫負担金の補正は、子ども手当支給事業における子ども手当の減額に伴い、子ども手当負担金として2,832万1,000円を減額するなど、合わせて3,233万7,000円を減額いたすものであります。

62ページをお願いいたします。

13款2項4目土木費国庫補助金の補正は、国の緊急経済対策に伴い道路ストック総点検に対する社会資本整備総合交付金として676万5,000円を計上するほか、その地方負担分の8割を地域の元気臨時交付金として442万8,000円を計上し、合わせて1,119万3,000円を増額いたすものであります。

次に、5目教育費国庫補助金の補正は、国の緊急経済対策に伴い小・中学校の校舎窓ガラス落下防止工事に対する学校施設環境改善交付金として合わせて2,150万円を計上するほか、その地方負担額の8割を地域の元気臨時交付金として3,733万4,000円を計上するなど、合わせて5,822万4,000円を増額いたすものであります。

64ページをお願いいたします。

14款2項2目民生費県補助金の補正は、障害者医療費の支給実績見込みの増に伴い、障害者医療費補助金として240万7,000円を増額、障害者自立支援給付事業に対する障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金として、新たに512万9,000円を計上するほか、対象児童数の実績見込みの増に伴い愛知県第三子保育料無料化事業費補助金として458万7,000円を増額するなど、合わせて1,138万9,000円を増額いたすものであります。

66ページをお願いいたします。

17款1項1目基金繰入金の補正は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金を3,820万6,000円減額するほか、平成23年度の市民予算額事業交付金等の額の確定及び平成24年度の市民予算枠事業交付金等の実績見込みに伴い、まちづくりパートナーズ基金繰入金として1,593万4,000円を増額するなど、合わせて2,309万8,000円を減額いたすものであります。

次に、歳出でございます。70ページをお願いいたします。

2款1項18目防災対策費の補正は、防災活動事業において利用件数の実績見込みの減に伴い、木造住宅耐震改修費補助金を1,105万円減額するなど、合わせて1,720万9,000円を減額いたすものであります。

次に、74ページをお願いいたします。

3款1項11目障害者医療費の補正は、障害者医療事業において支給実績見込みの増に伴い、障害者医療扶助費を481万4,000円増額するなど、合わせて493万6,000円を増額いたすものであります。

3款2項1目児童福祉総務費の補正は、子ども手当支給事業において特例給付による支給額の変更などに伴い、子ども手当2,803万1,000円を減額するなど、合わせて2,843万3,000円を減額いたすものであります。

次に、76ページをお願いいたします。

6款1項3目農業基盤整備費の補正は、国の緊急経済対策に伴い愛知県において事業が前倒しで実施されることにより、明治用水中井筋改修事業費等負担金を1,742万8,000円増額いたすものであります。

78ページをお願いいたします。

8款2項1目生活道路新設改良費の補正は、国の緊急経済対策に伴い老朽化により危険が生ずるおそれがある道路や道路附属物等を総点検し、緊急的な補修などの必要性を判断するため、道路ストック総点検委託料として1,230万円を計上いたすものであります。

9款1項1目消防費の補正は、広域消防事業において平成24年度の衣浦東部広域連合分担金の額の確定に伴い2,435万8,000円を減額するなど、合わせて2,531万6,000円を減額いたすものであります。

80ページをお願いいたします。

10款2項1目及び3項1目学校管理費の補正は、小学校維持管理事業及び中学校維持管理事業において、国の緊急経済対策に伴い地震時における校舎の窓ガラスの落下防止を図り、子供たちの安全を確保するため、小学校の校舎窓ガラス落下防止工事として4,444万7,000円を、中学校では2,372万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上が一般会計の第5回補正予算の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 続きまして、議案第16号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ8,657万4,000円を増額し、補正後の予算総額を34億7,724万2,000円といたすものであります。

補正予算説明書の98ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明申し上げます。

2款国庫支出金は、療養給付等負担金等の実績見込みにより604万1,000円を減額いたすものであります。

3款療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づく実績見込みにより3,207万6,000円を増額いたすものであります。

5款県支出金は、財政調整交付金等の実績見込みにより180万1,000円を減額いたすものであります。

6款共同事業交付金は、愛知県国民健康保険団体連合会からの通知に基づく実績見込みにより951万9,000円を増額いたすものであります。

次に100ページをお願いいたします。

8款2項1目支払準備基金繰入金は、歳出の保険給付費の実績見込みにより、国民健康保険支払準備基金からの繰入額を4,968万6,000円増額いたすものであります。

次に歳出、102ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、住民情報システム修正業務委託料の増額により191万6,000円を増額いたすものであります。

2款保険給付費は、年間の保険給付費の実績見込みにより1項療養諸費7,582万5,000円、2項高額療養費3,980万円（訂正後述あり）をそれぞれ増額いたすものであります。

104ページをお願いいたします。

12款予備費の増額は、今回の補正に伴う財源調整を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第17号 平成24年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書21ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,868万8,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算総額を1億1,695万7,000円とするものであります。

まず、歳入でございますが、補正予算説明書の112ページをお願いいたします。

1款1項1目基金運用収入173万2,000円の増額は、土地開発基金所有地のうち7筆1,518㎡の貸付収入によるものでございます。

2目財産貸付収入24万6,000円の増額は、土地取得費特別会計所有地のうち8筆497㎡の貸付収入であります。

1款2項1目不動産売払収入7,160万3,000円の減額は、6月補正にて増額した1億403万3,000円を実績と見込むものであります。

2款1項1目繰越金1,093万6,000円の増額は、繰越金の額の確定によるものであります。

次に、歳出でございますが、1枚はねていただき114ページをお願いいたします。

1款1項1目土地取得費、12節の役務費29万2,000円の減額は、不動産鑑定手数料執行残による減額であります。

19節負担金補助及び交付金10万2,000円の減額は、小規模特別養護老人ホーム貸付用地として普通財産に移管した土地の公共下水道事業受益者負担金が不要となったものであります。

25節積立金173万4,000円の増額は、土地開発基金の運用収入、財産貸付収入の確定による積み立てであります。

説明は以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第18号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書27ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億142万円を減額し、補正後の予算総額を12億2,580万2,000円とするものであります。

説明書のほうの122ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款1項1目下水道受益者負担金100万円の増額は、主に受益者負担金の対象地が田畑のため徴収猶予されていた土地の利用状況が住宅建設などにより変更されましたことにより、徴収猶予解除をしたものでございます。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金1,920万円の増額は、社会資本整備総合交付金の内示額

の確定によるものでございます。

4款1項1目下水道事業費県補助金199万9,000円の増額は、市町村下水道事業費補助金で、愛知県との調整を図り、補助対象事業費2,000万円に対する補助率10分の1の補助金でございます。

5款1項1目一般会計繰入金413万2,000円の減額は、下水道建設費の雨水施設事業費等確定の見込みの減額によるものです。

7款3項1目雑入786万5,000円の増額は、主に平成23年度分の衣浦東部処理区維持管理費の還付金でございます。

次に124ページをお願いいたします。

8款1項1目下水道事業債1億2,740万円の減額は、汚水施設建設事業並びに雨水施設建設事業の委託料、工事請負費及び物件移転補償費等の確定の見込みなどによる公共下水道の借り入れ1億2,640万円の減額と矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金の減額に伴う流域下水道の借り入れ100万円を減額するものであります。

続きまして、126ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項2目維持管理費894万7,000円の減額は、主に委託料及び工事請負費等の確定見込みと公課費の消費税の確定によるものでございます。

1款2項1目下水道建設費は、全体で9,247万3,000円の減額をお願いするもので、その内訳は、請負金額の確定及び確定見込みといたして、13節委託料を547万1,000円、15節工事請負費では、汚水施設建設事業で5,600万円、雨水施設建設事業で400万円の計6,000万円を、22節補償、補填及び賠償金の2,600万円は下水道工事に伴うガス管、水道管等の移設補償費を減額をするものです。

また、19節の負担金補助及び交付金で矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金を100万円の減額をいたすものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第19号 平成24年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の35ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,075万1,000円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額6,086万4,000円とするものであります。

まず、歳入でございますが、予算説明書138ページをお願いいたします。

1款1項1目自動車使用料34万4,000円の減額は、一本木駐車場の廃止に伴う実績見込みの減によるものです。

2款1項1目繰越金3,109万5000円の増額は、繰越額の確定によるものであります。

次に、歳出でございますが、1枚はねていただき140ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目駐車場管理費 2 万 4,000 円の減額は、一本木駐車場の廃止により 2 カ月分の駐車場の管理料を減額いたすものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第 20 号 平成 24 年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）について御説明申し上げます。

補正予算書 41 ページをお願いいたします。

保険事業勘定における歳入歳出について、それぞれ 16 万 1,000 円を増額し、総額を 22 億 7,664 万 8,000 円とさせていただきます。

次に、予算説明書 150 ページをお願いいたします。

歳入の 3 款国庫支出金、5 款県支出金の補正は、保険給付費の補正に伴う財源調整でございます。

次に、152 ページをお願いいたします。

歳出の 2 款 1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費 1,000 万円の増額及び 3 目施設介護サービス給付費 1,000 万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） それでは、議案第 21 号の説明に入ります前に、訂正をお願いいたします。

先ほど議案第 16 号の国民健康保険事業特別会計補正予算の第 3 回の説明の中で、予算説明書の 102 ページをお願いしたいと思います。

2 款 2 項高額療養費の増額 398 万円につきまして、3,980 万円と申し上げましたので、訂正をさせていただきます。

それでは、議案第 21 号 平成 24 年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の 47 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ 815 万 3,000 円を減額し、補正後の予算総額を 4 億 1,266 万 8,000 円といたすものであります。

補正予算説明書の 162 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1 款後期高齢者医療保険料は、実績見込みにより 1 目特別徴収保険料を 934 万 7,000 円の減額とし、2 目普通徴収保険料を 526 万 5,000 円の増額といたすものであります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金では、職員給与費等繰入金 448 万 4,000 円を増額し、保険基盤安定

繰入金855万5,000円を減額いたすものであります。

次に、歳出、164ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費では、耐用年数を経過した後期高齢者医療システムサーバー機器の更新として、備品購入費448万4,000円を増額いたすものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入の実績見込みにより、保険料負担金及び保険基盤安定負担金合わせて1,263万7,000円を減額いたすものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 日程第12 議案第22号から議案第29号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大竹利彰） それでは、議案第22号 平成25年度高浜市一般会計予算について御説明申し上げます。

第6次高浜市総合計画がスタートして、平成25年度は前期基本計画の最終年度であります。前期基本計画を検証した上で、中期基本計画へとつなぐステップアップするための重要な年度でもあります。

そこで、職員一人一人が市の財政は厳しいということを再認識し、「入るを量りて出ざるを制す」といった基本姿勢のもと、経営という観点に立ち予算の編成を行いました。

初めに、予算書の1ページをお願いいたします。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ129億7,000万円と定めるもので、前年度比2.5%、3億3,700万円の減といたしております。

10ページをお願いいたします。

債務負担行為は、戸籍総合システムの電子計算機借上料を初め3件の事項について、期間及び限度額をそれぞれ定めております。

11ページの地方債は、市道港線整備事業を初め3件の事業債及び臨時財政対策債で、合わせて5億1,900万円の借り入れを予定いたしております。

初めに、歳入であります。一般会計予算に関する説明書の55ページと60ページ以降を順次ごらんください。

まず、1款市税は78億5,140万3,000円で、前年度対比2.7%、2億408万円の増を見込んでおります。

1項1目個人市民税は25億3,549万9,000円で、前年度対比1.9%、4,650万6,000円の増、2目法人市民税では、自動車関連企業において堅実な推移を示していることから、前年度対比21.8%、

9,644万2,000円増の5億3,875万8,000円を見込んでおります。

64ページの2款地方譲与税から66ページの8款地方特例交付金までは、それぞれ平成24年度の実績見込み及び平成25年度の交付見込額などをもとに計上いたしております。

9款地方交付税については2億9,200万円で、前年度対比11.5%、3,800万円の減を見込んでおりまして、普通交付税においては国の予算編成のおくれに伴い、平成24年度の交付実績見込額と同額の1億6,200万円を計上いたしております。

10款交通安全対策特別交付金は700万円、11款分担金及び負担金は、前年度対比8.1%増の1億7,351万9,000円を計上いたしております。

68ページからの12款使用料及び手数料は1億9,944万3,000円、72ページからの13款国庫支出金は、前年度対比9.5%減の14億5,337万円で、1項国庫負担金では、障害者自立支援給付費負担金として2億928万2,000円、児童手当負担金として7億552万9,000円、生活保護費負担金として1億8,674万4,000円などを、2項国庫補助金では、市道港線整備事業及び通学路安全対策工事に対する社会資本整備総合交付金として6,270万円を計上いたしております。

74ページからの14款県支出金では、前年度対比15.1%減の7億6,353万8,000円で、1項県負担金では、障害者自立支援給付費負担金として1億464万1,000円を、児童手当負担金として1億5,119万9,000円などを、76ページからの2項県補助金では子ども医療費補助金として6,158万2,000円を計上いたしております。

80ページの15款財産収入では1,982万4,000円、82ページの16款寄附金は201万1,000円であります。

17款繰入金は、前年度対比36.3%減の4億2,497万8,000円を見込んでおり、財政調整基金繰入金は前年度対比44.8%減の3億2,332万5,000円、まちづくりパートナーズ基金は前年度比5%増の7,454万6,000円を計上いたしております。

18款繰越金は、経営マネジメントの観点から24年度の決算見込みを踏まえ、前年度繰越金として3億円を計上いたしております。

19款諸収入は3億871万4,000円を計上いたしております。

88ページの20款市債は、前年度対比31.7%減の5億1,900万円で、市道港線整備事業を初めとした事業債で7,700万円、臨時財政対策債は前年度対比26.3%減の4億4,200万円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

56ページと90ページ以降を順次ごらんいただきたいと存じます。

まず、1款議会費は1億8,341万1,000円で、前年度対比0.4%、64万9,000円の増といたしております。

次に、92ページからの2款総務費は13億8,914万9,000円で、前年度対比6.1%、9,026万8,000

円の減でありまして、94ページの1項3目市民活動支援費では、市民予算枠事業として6,124万4,000円、104ページの12目企画費では、総合計画進行管理事業として837万6,000円を計上し、第6次総合計画の中期基本計画を策定するほか、106ページの公共施設あり方検討事業として1,225万円を計上し、公共施設改善計画に基づく公共施設保全計画の策定をしております。

110ページの18目防災対策費では、防災活動事業として6,610万1,000円を計上し、防災備品の充実、新たなメールシステムの導入や防災行政ラジオの有償配布・運用による災害情報の提供体制の充実のほか、巨大地震の新たな被害想定に基づき地域防災計画の見直しを行っております。

112ページの19目構造改革推進費では、地域内分権推進事業として3,798万9,000円を計上し、まちづくり協議会の活動に対し支援等を行っております。

118ページからの4項選挙費では、市長選挙費、参議院議員の通常選挙費、市議会議員補欠選挙費をそれぞれ計上いたしております。

次に、128ページからの3款民生費は51億4,258万8,000円で、前年度対比1.9%、9,936万3,000円の減でありまして、132ページの1項3目障害者住宅・施設介護費では、障害者自立支援給付事業として4億2,835万6,000円を、地域生活支援事業として7,928万円を計上し、障害者相談支援事業所を高浜市社会福祉協議会に委託をしております。

136ページの8目高齢者社会参加推進費では、元気高齢者応援事業として453万6,000円を計上し、いきいき健康マイレージ制度をさらに推進するほか、138ページの生涯現役のまちづくり創出事業として423万2,000円を計上し、モデル地区における高齢者の居場所づくり活動を支援し、生涯現役のまちづくり事業のスタートをしております。

140ページの11目認知症対策費では、認知症早期発見事業として426万1,000円を計上し、専門医のもとスクリーニングを実施するとともに、認知症初期集中支援チームを設置し、アドバイスなどを行っております。

142ページの13目子ども医療費では、子ども医療事業として2億7,473万円、未熟児養育医療費給付事業として207万4,000円を、15目高齢者医療費では後期高齢者医療事業として2億9,742万6,000円を計上いたしております。

次に、146ページの2項1目児童福祉総務費では、子ども手当の廃止に伴い児童手当支給事業として10億1,310万円を、148ページの2目保育サービス費では、保育園管理運営事業として8億263万3,000円を計上し、保育サービスの充実を図るため新たに中央保育園を民営化するほか、大地震対策としてガラス飛散防止工事を実施しております。

152ページの3目家庭支援費では、家庭的保育推進事業として2,010万8,000円を計上し、新たに家庭的保育を1カ所開設するほか、156ページのこども発達応援事業として2,189万6,000円を、158ページの3項2目の生活援助費では、生活保護事業として2億5,215万5,000円を計上いたしております。

次に、160ページからの4款衛生費では16億3,241万6,000円で、前年度対比4.8%、8,238万6,000円の減でありまして、1項2目保健・予防費では、老人・成人保健事業として1億7,012万9,000円、164ページの予防接種事業として1億2,997万7,000円を、3目医療対策推進費では緊急医療事業として3,847万9,000円を、166ページの地域医療振興事業として1億9,310万円を計上し、引き続き医療法人豊田会に対し病院事業運営費補助等を実施してまいります。

次に、168ページの2項1目ごみ処理・リサイクル推進費では、ごみ減量リサイクル推進事業として2,794万6,000円を計上し、新高浜市ごみ処理基本計画を策定するほか、170ページのごみ処理事業として衣浦衛生組合への分担金など5億341万3,000円を計上いたしております。

次に、172ページからの5款労働費は75万6,000円で、前年度対比9.5%、7万9,000円の減といたしております。

次に、174ページからの6款農林水産業費は6,660万9,000円で、前年度対比24.9%、2,209万8,000円の減でありまして、176ページの1項3目農業基盤整備費では、明治用水中井筋改修事業として3,388万3,000円を計上し、県営事業である明治用水中井筋改修事業に対する負担等を行ってまいります。

次に、180ページからの7款商工費は2億2,223万1,000円で、前年度対比13%、3,315万2,000円の減でありまして、1項2目の商工業振興費では、地域産業振興事業として1,988万3,000円を、182ページの産業経済活性化事業として2,311万6,000円を、コミュニティビジネス創出支援事業として215万6,000円を計上し、コミュニティビジネス起業家に対する創業・運営支援などを行ってまいります。

次に、184ページからの8款土木費は11億6,434万2,000円で、前年度対比10.4%、1億3,457万2,000円の減でありまして、2項1目の生活道路新設改良費では、道水路維持管理事業として1億1,698万7,000円を計上し、通学路の安全対策工事を実施するほか、186ページの市道新設改良事業として、市道港線の整備のため用地取得に伴う土地購入費及び物件移転補償費など1億3,788万1,000円を計上いたしております。

188ページの3項1目河川費では、治水砂防事業として1,648万7,000円を計上し、東海樋門のスライドゲートの取替工事を行うほか、4項1目港湾費では、港湾管理事業として687万6,000円を計上し、高浜ベイサイド計画におけるイベント・マリンレクリエーションゾーンの事業推進に関する調査検討を行ってまいります。

次に、198ページからの9款消防費は4億6,606万3,000円で、前年度対比2.3%、1,090万1,000円の減でありまして、消防団活動事業として3,715万1,000円を計上し、第2分団の消防ポンプ車の更新を実施するほか、200ページの広域消防事業では衣浦東部広域連合分担金として4億2,891万2,000円を計上いたしております。

次に、10款教育費では13億4,403万4,000円を計上し、前年度対比8.1%、1億31万2,000円の増

でありまして、220ページの5項2目の生涯学習機会提供費では、生涯学習施設管理運営事業として9,344万4,000円を、図書館管理運営事業として6,568万6,000円を、222ページの4目青少年育成活動支援費では、放課後居場所事業として406万6,000円を、224ページのこども・若者成長応援事業として103万円を計上し、中高校生の居場所づくり活動に対する支援を行うほか、5目文化事業費では、美術館管理運営事業として2億2,126万4,000円を計上いたしております。

次に、230ページの12款公債費は13億2,839万6,000円で、前年度対比2.7%、3,485万8,000円の増でありまして、元金では97件で11億6,845万3,000円、利子は105件で一時借入金利子を含め1億5,994万3,000円を計上いたしております。

以上が平成25年度高浜市一般会計予算の概要であります。慎重御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 続きまして、議案第23号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の15ページをお願いいたします。

平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ33億8,237万5,000円と定めるもので、前年度対比2.6%、8,658万3,000円の増といたしております。

それでは、まず歳入について御説明申し上げます。

予算説明書の255ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税は、全体で10億4,053万3,000円とし、前年度対比4.0%、3,970万6,000円の増を見込んでおります。内訳でございますが、258ページの1項1目一般被保険者国民健康保険税で9億3,280万8,000円、260ページの2目退職被保険者等国民健康保険税で1億772万5,000円をそれぞれ見込んでおります。

次に、2款国庫支出金では、全体で6億8,053万4,000円とし、前年度対比3.7%、2,634万7,000円の減を見込んでおります。主なものといたしまして、1項1目療養給付費等負担金で6億1,165万円を、2項1目財政調整交付金では平成23年度の交付実績を踏まえ、4,311万5,000円をそれぞれ見込んでおります。

次に、262ページをお願いいたします。

3款療養給付費交付金は、退職被保険者等に係る療養給付費等の増を踏まえ、前年度対比13.3%増の2億42万9,000円を見込んでおります。

4款前期高齢者交付金では、平成24年度の交付実績を踏まえ、前年度対比6.2%増の6億9,676万7,000円を見込んでおります。

5款県支出金では、全体で1億9,035万3,000円とし、主なものといたしまして、2項2目都道府県財政調整交付金1億6,416万9,000円を見込んでおります。

6款共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金、合わせて3億7,071万9,000円を見込み、前年度対比9.2%の増といたしております。

264ページをお願いいたします。

8款繰入金は、全体で1億9,674万2,000円とし、1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定制度及び職員給与費等の繰入基準に従って一般会計から繰り入れをいたすものであります。

続きまして、歳出、268ページをお願いいたします。

1款総務費は、全体で6,167万8,000円とし、職員8人分の人件費のほか国保事業の運営や国保税の賦課徴収等に係る経費を計上いたしております。

270ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、平成24年度の実績見込み額に基づき全体で22億3,521万8,000円を見込み、前年度対比3.5%、7,636万4,000円の増といたしております。主な内訳でございますが、1項1目一般被保険者療養給付費を17億6,167万2,000円、2目退職被保険者等療養給付費1億9,287万6,000円、2項1目一般被保険者高額療養費を1億7,865万6,000円といたしております。

272ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等では、平成24年度の実績見込みに基づき、前年度対比2.5%増の4億8,929万1,000円を計上いたしております。

274ページをお願いいたします。

6款介護納付金は、平成25年度の概算納付見込額等に基づき、前年度対比3.3%減の1億9,582万円を計上いたし、7款共同事業拠出金では、平成25年度の愛知県全体の拠出見込額に基づき高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金をそれぞれ算定し、全体で4.1%増の3億4,399万6,000円を計上いたしております。

276ページをお願いいたします。

8款保健事業費は、全体で4,340万8,000円を計上し、主な事業といたしまして、特定健康診査等事業、診療報酬明細書レセプト点検事業、健康診査費用助成事業を実施してまいります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第24号 平成25年度高浜市土地取得費特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の21ページをお願いいたします。

平成25年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ8,799万6,000円と定めるもので、前年度対比22.9%、1,638万4,000円の増となっております。

まず、歳入でございますが、予算説明書296ページをお願いいたします。

1款2項1目不動産売却収入8,798万6,000円は、土地取得費特別会計所有地及び土地開発基金

所有地の処分、約1,384㎡を見込み計上いたしております。

次に歳出でございますが、1ページはねていただき298ページをお願いいたします。

歳出の主な内訳は、1款1項1目土地取得費7,711万7,000円のうち13節委託料203万8,000円は、売払用地の用地測量業務5件及び市有地草刈り業務の委託料を計上いたしております。

15節工事請負費732万3,000円は、八幡町三丁目地内の所有地の土留工事及び資材倉庫の撤去、処分費用を計上いたしております。

17節公有財産購入費6,750万7,000円は、現在事業を進めております市道港線代替用地取得及び土地開発基金用地の取得、約1,525㎡を見込んでおります。

19節負担金補助及び交付金は2万2,000円で、公共下水道受益者負担金論地町三丁目地内の対象分を計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号 平成25年度高浜市公共下水道事業特別会計について御説明申し上げます。

予算書の27ページをお願いいたします。

平成25年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ12億8,124万6,000円とするもので、前年度対比マイナス3.8%、5,052万7,000円の減となっております。

予算説明書の306ページをお願いいたします。

歳入であります。1款1項1目下水道事業費負担金3,213万1,000円は、平成26年度に供用開始をする地区に対して受益者負担金を賦課徴収いたすもので、現年度分として3,193万6,000円と滞納繰越分として19万5,000円をそれぞれ見込み、計上いたしております。

2款1項1目下水道事業使用料2億6,415万9,000円は、現年度分として2億6,201万9,000円と滞納繰越分として214万円を見込み、計上しております。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金5,650万円は、前年度対比マイナス8.1%、500万円の減額となりますが、汚水管並びに雨水管の施設整備事業費と雨水貯留浸透施設助成費補助金を社会資本整備総合交付金として対象事業費1億1,300万円と見込み、補助率の2分の1で、その額を計上いたしております。

5款1項1目一般会計繰入金6億2,277万4,000円は、前年度対比で7万4,000円の増でございます。

308ページをお願いします。

8款1項1目下水道事業債3億520万円は、前年度対比マイナス15.5%、5,580万円の減額となっており、公共下水道整備事業費として2億9,500万円を、また流域下水道建設事業費負担金として1,020万円を、それぞれ予定いたしております。

次に、310ページの歳出について御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目の一般管理費2,818万1,000円は、職員の人件費が主なものでございます。

1 款 1 項 2 目の維持管理費 2 億3,522万9,000円につきましては、13節の委託料として台帳作成業務委託、マンホールポンプ保守点検・遠方監視業務委託等で1,038万4,000円を、19節の負担金補助及び交付金として、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区維持管理費負担金及び下水道使用料徴収業務負担金等で 2 億823万5,000円を計上しております。

312ページをお願いいたします、

1 款 2 項 1 目の下水道建設費は 4 億7,567万9,000円で、前年度対比マイナス12.3%、6,679万5,000円の減額となっております。この主なものとして、13節の委託料3,280万円は汚水施設総務事業で、下水道事業会計基本計画策定業務委託として308万7,000円、汚水施設建設事業で、平成26年度施工予定区域の設計業務委託料等2,541万1,000円を、雨水施設建設事業で、下水道施設現況調査検討業務委託として430万2,000円を計上しております。

314ページをお願いいたします。

15節の工事請負費は 3 億1,745万円で、汚水関係の論地処理分区で約14.7haの整備を行うため管渠築造工事・舗装復旧工事等で 2 億8,649万7,000円を、また雨水関係で八反田第 1 排水区の整備を前年度に引き続き行うもので3,095万3,000円を計上いたしております。

19節の負担金補助及び交付金1,097万5,000円は、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金1,033万3,000円など計上いたしております。

22節の補償、補填及び賠償金8,901万5,000円は、下水道工事の施工に伴い支障となります水道、ガス等の移設・移転補償費となっております。

2 款 1 項公債費は、公共下水道整備に係る借入金の元金及び利子の償還金として 5 億4,115万7,000円をお願いをいたすものであります。

説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第26号 平成25年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の33ページをお願いいたします。

平成25年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ2,804万9,000円と定めるもので、前年度対比マイナス7.4%、206万4,000円の減となっております。

まず、歳入でございますが、予算説明書332ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目駐車場使用料2,804万5,000円は、三高駅西駐車場の使用料で、前年度対比206万4,000円の減額は、一本木駐車場の廃止に伴うものでございます。

次に、歳出でございますが、334ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目駐車場管理費2,156万7,000円で、主な内訳は、13節委託料1,449万2,000円は駐車場の指定管理者であります株式会社日本メカトロニクスへの委託料でございます。

14節使用料及び賃借料507万4,000円は、名古屋鉄道株式会社からお借りをいたしております三高駅西駐車場の借地料でございます。

説明は以上でございます。よろしくお申し上げます。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は14時5分。

午後1時52分休憩

午後2時2分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号より、引き続き提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第27号 平成25年度高浜市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書39ページをお願いいたします。

保険事業勘定では、歳入歳出総額は23億271万円で、前年度対比3.8%の増となっております。また、サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ1,474万4,000円で、前年度対比0.6%の増となっております。

予算説明書346ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入、1款保険料でございますが、前年対比2.2%増の5億2,175万2,000円となっております。これは、第1号被保険者数の増加等によるものであります。

350ページ、3款1項国庫負担金3億8,522万2,000円は、前年度対比5.1%の増、2項国庫補助金8,649万9,000円は、前年度対比4.4%の減となっております。

4款支払基金交付金6億2,646万1,000円は、40歳から64歳の方の保険料となっております。

352ページ、5款1項県負担金は、介護給付費のうち居宅サービス部分12.5%と施設サービス分17.5%の3億924万8,000円でございます。

354ページ、7款1項一般会計からの繰入金3億4,458万9,000円は、前年度対比5.1%の増であります。

2項基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金1,841万7,000円は、介護サービスの財源を確保するため第5期事業計画において財政安定化基金繰入金を含めた支払準備基金を取り崩し、繰り入れさせていただく3,262万円のうち平成25年度分としての繰入額であります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

362ページをお願いいたします。

2款1項介護サービス等諸費は、1目から6目まで居宅、地域密着、施設、福祉用具、住宅改修及びケアプラン等のサービスに要する経費を負担するもので、19億7,635万5,000円となっております。

り、前年度当初予算対比で4.8%の増となっております。第5期介護保険事業計画期間2年度に当たり、過去の決算及び決算見込みにより給付費用額を推計いたしております。

2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1及び要支援2の方に対するサービス費用で1億776万2,000円で、過去の利用実績等により費用額を推計いたし、前年度当初予算対比では5.6%の減となっております。

366ページの5項その他諸費161万8,000円は、介護報酬明細書診査支払手数料で、診査支払手数料の単価引き下げが平成25年度より実施される予定でございます。

6項特定入所者介護サービス費6,291万1,000円は、所得の低い方が介護保険施設に入所した際などの負担限度額を超える食費と居住費について補足的な給付を行うものでございます。

3款保健福祉事業費は、介護用品等の給付や住宅改修に係る経費の21%分で、前年度当初予算対比3.9%増の557万3,000円となっております。

4款1項介護予防事業費は、地域支援事業として1目の二次予防高齢者把握事業、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業の二次予防高齢者施策と2目の介護予防一般高齢者施策事業費として、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業の一般高齢者施策を実施するもので、合わせて2,468万5,000円でございます。

次に、2項の包括的支援事業・任意事業費は、同じく地域支援事業として地域包括支援センター運営事業、権利擁護事業、任意事業としての認知症高齢者見守り事業、成年後見制度利用支援事業や介護給付等費用適正化事業としてサービス利用者に給付費通知を実施するもので、2,636万7,000円となっております。

次に、6款諸支出金では、保険料の過年度還付金として81万円を計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

394ページをお願いいたします。

まず、歳入の1款1項手数料では、介護予防サービス計画、すなわち介護予防プランの作成手数料として988万4,000円を計上しております。

次に、歳出でございますが、396ページの1款1項の介護予防支援事業費は、介護予防プラン作成に係る給与、職員手当等の人件費、臨時職員雇用に要する賃金、介護予防プラン作成委託料、介護保険レセプトシステム保守委託料、レセプトシステムの借入れを行うための経費を計上させていただきます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 続きまして、議案第28号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の47ページをお願いいたします。

平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ4億1,646万2,000円と定めるもので、前年度対比0.6%、258万円の減といたしております。

まず、歳入について御説明申し上げます。

予算説明書の414ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は、前年度対比1.2%増の3億3,328万7,000円を見込み、特別徴収に係る保険料として1億6,871万3,000円、普通徴収に係る現年度分の保険料として1億6,349万5,000円を計上いたしております。

3款繰入金は、前年度対比7.6%減の7,766万3,000円を見込み、人件費等に係る職員給与費等繰入金と保険料の軽減実施に伴う減収分を補填するための保険基盤安定繰入金をそれぞれ計上いたしております。

次に、418ページの歳出について御説明申し上げます。

1款総務費は、全体で2,621万6,000円で、職員3人分の人件費のほか後期高齢者医療推進事業及び保険料徴収事業に係る事務的経費を計上いたしております。

420ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度対比0.5%減の3億8,475万1,000円を見込み、保険料負担金及び保険基盤安定負担金をそれぞれ計上いたしております。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第29号 平成25年度高浜市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道事業会計の予算及び説明書3ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量は、給水栓数1万7,840栓を見込み、年間総給水量は、平成24年度の実績等を考慮し、前年度と同量の500万 m^3 を予定いたしております。

主な建設改良事業費は、配水管網等布設整備工事として2,861万3,000円、水道施設近代化工事として2億5,206万3,000円をそれぞれ予定し、施設整備を進めてまいります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、第1款水道事業収益を前年度より0.3%、261万円増の7億7,322万4,000円を見込み、水道事業費用では県水受水費、配水及び給水費、有形固定資産減価償却費等で前年度より0.1%減、7億3,258万2,000円を予定いたしております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、下水道工事に伴う配水管移設工事を初め、明治用水改修に伴う添架替工事、新規給水申し込みに伴う配水管布設工事及び高浜配水場中央監視制御設備改修工事並びに国庫補助金事業で実施しております重要給水施設配水管布設替工事等の整備工事といたし、老朽化した公営企業会計システム並びに水道利用料金システムの更新をするため、資本的支出額は前年度より9.8%、3,536万1,000円の増、3億9,552万6,000円を予定し、これら

事業の財源として企業債2,000万円を初め、出資金、負担金などで資本的収入額8,214万3,000円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対して不足をする額3億1,338万3,000円につきましては、減債積立金3,639万4,000円及び建設改良積立金5,000万円を取り崩し、残りを損益勘定留保資金等の内部資金で補填することといたしております。

4ページをお願いいたします。

5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額でありまして、配水管布設替工事実施設計業務委託料900万円について、その限度額を定めるものであります。

第6条は、起債の目的、限度額等について定めるもので、水道施設整備事業に対して2,000万円の起債を予定いたすものであります。

第7条から第11条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用等について一般的事項を定めるものであります。

説明は以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 日程第13 報告第1号及び報告第2号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次報告説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、報告第1号 平成25年度高浜市土地開発公社の経営状況について、その概要を御報告申し上げます。

事業計画及び予算書の1ページをお願いいたします。

初めに、事業計画でございますが、平成25年度につきましては用地の取得及び処分は計画をいたしておりません。

次に、予算でございますが、2ページをお願いいたします。

第3条 収益的収入及び支出のうち収入の第1款事業収益は、附帯等事業収益で104万1,000円でございます。

第2款事業外収益は、預金の運用による受取利息及び雑収益で、合わせて9,000円でございます。

また、支出の第1款販売費及び一般管理費は、理事・監事の報酬及び固定資産税等の公租公課が主なもので、95万4,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

第4条 資本的収入及び支出のうち収入の第1款資本的収入は、借入金で227万5,000円でございます。

また、支出の第1款資本的支出は、公有地取得事業費で227万5,000円でございます。

第5条 借入金でございますが、用地取得造成事業資金に充てるため15億円を限度として市内に営業所を持つ金融機関及び高浜市から借り入れることとし、利率につきましては、借入先と協議して定め、用地売却代金を収納した都度、償還することとしております。

6ページをお願いいたします。

平成25年度の資金計画でございますが、当年度の受入資金といたしまして、事業収益、事業外収益、借入金及び前年度繰越金で3,732万8,000円、また、支払資金は、販売費及び一般管理費、予備費及び公有地取得事業費で323万円を予定いたしております。

7ページをお願いいたします。

平成25年度の予定損益計算書でございますが、1、事業収益は104万1,000円で、事業総利益は同額でございます。

また、2、販売費及び一般管理費は95万4,000円で、差し引き事業利益は8万7,000円となります。これに3、事業外収益の9,000円を加え、4、予備費の1,000円を差し引いた9万5,000円が計上利益で、当期純利益といたしましては同額でございます。

8ページをお願いいたします。

平成25年度の予定貸借対照表でございますが、資産合計は1、流動資産と2、固定資産で3億7,534万6,000円、負債合計は、1、固定負債で2億7,844万1,000円、資本合計は、1、資本金と2、準備金で9,690万5,000円、負債資本合計は、資産合計と同額の3億7,534万6,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（大竹利彰） 続きまして、報告第2号 平成25年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況につきまして御報告申し上げます。

初めに、平成25年度第20期事業計画書であります。2ページ、事業計画総括表をお願いいたします。

平成25年度は、1、公共施設維持管理事業から11、物販リース事業に至るまで48事業の実施を予定いたしております。このうち株主である高浜市からは32事業の受託を予定いたしております。

総括表の右下に記載いたしました合計人数237人に会社事務所の4人及び各業務の応援要員として6人を加えました総勢247人で、平成25年度の事業の遂行に当たってまいります。

各事業の詳細につきましては、4ページから16ページの事業計画明細書に記載のとおりであります。

続きまして、平成25年度（第20期）収支予算書であります。19ページをお願いいたします。

初めに、収入であります。1款営業収入につきましては、1項の公共施設維持管理事業収入

から11項の物販・リース・利用料事業収入まで5億5,124万4,000円に、2款営業外収入を合わせまして5億5,129万9,000円を予定いたしております。

次に、支出であります。1款営業費用として1項の一般管理費から12項の物販・リース・利用料事業費まで5億2,331万4,000円の支出を予定し、2款営業外費用、3款法人税等、4款消費税及び地方消費税を合わせまして、5億5,018万7,000円を予定いたしております。

次に、20ページの貸借対照表であります。総資産額は2億2,477万3,000円で、前期と比較し471万1,000円の増額となっております。

初めに、資産の部であります。流動資産は現金・預金・未収入金などで2億2,298万1,000円、固定資産は有形固定資産、無形固定資産等、合わせて179万2,000円であります。

次に、負債の部であります。流動負債につきましては、買掛金から未払消費税まで合わせて4,873万円を、純資産の部では、株主資本を資本金5,000万円と剰余金で1億7,604万3,000円を見込んでおります。

続きまして、21ページの損益計算書をごらんください。

売上高は5億2,499万5,000円で、その内訳は、23ページの売上高明細書のとおりであります。

21ページにお戻りいただき、販売費及び一般管理費であります。総額5億2,006万6,000円で、その内訳は、24ページの販売費及び一般管理費明細書のとおりであります。

いま一度21ページにお戻りいただきまして、平成25年度の経常利益は172万4,000円を見込み、税引き後の当期純利益を111万2,000円と見込んでおります。

最後に、22ページをお願いいたします。

株式資本等変動計算書であります。平成25年度末の利益剰余金は今期末の利益剰余金見込みと合わせまして1億2,604万3,000円を予定いたしております。

以上が平成25年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況についての報告でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） ただいまの報告第1号及び報告第2号は、報告事項ですので、御了承願ひます。

○議長（北川広人） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、3月5日午前10時であります。

本日は、これにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

午後2時23分散会
